

# 北区教育ビジョン 2020

令和2年(2020年)3月  
東京都北区教育委員会

## はじめに

北区教育委員会は、平成27年（2015年）に北区の教育が目指すべき姿と方向を示した「北区教育ビジョン2015」を策定しました。同ビジョンにおいては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指しつつ、学校教育に重点を置いて、施策全体を貫く視点として「個の成長（まなび）」「協働と貢献（ささえ）」「継承と循環（つなぐ）」の3つを掲げ、さまざまな施策を展開してまいりました。

また、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、今後5年間にわたる「北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策」について目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育・子ども大綱」が令和元年（2019年）11月に策定されました。この中で、根幹となる基本方針として、「北区教育ビジョン2015」で掲げた3つの視点を継承していくことが明示されました。

今回策定した「北区教育ビジョン2020」においても、「北区教育・子ども大綱」で掲げられた基本方針や「北区教育ビジョン2015」の施策展開により得た成果等を踏まえ、これまで掲げてきた「個の成長（まなび）」「協働と貢献（ささえ）」「継承と循環（つなぐ）」の3つの視点を継承し、その視点を踏まえた施策体系を構築することといたしました。

一方で、これからの時代は、私たちがかつて経験したことのない変化の激しい時代となることが予見されます。激変する時代を生き抜くためにあらゆる英知を結集し、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会、ともに学び、ともに育つ社会の実現」を目指した計画策定が求められています。

以上を踏まえ、目指すべき取組の方向を整理し、激変する社会情勢に適応した施策を具現化することで、令和の時代を生きる子ども達の健やかな育ちに資することを目指していきます。

最後に、本ビジョン策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

**北区教育委員会**



---

## 目次

---

### 第1章 「北区教育ビジョン2020」の位置付け 1

### 第2章 「北区教育ビジョン2015」の総括 2

### 第3章 「北区教育ビジョン2020」の基本的な考え方 10

- 1 北区の教育を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 北区が目指すべき教育の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

### 第4章 「北区教育ビジョン2020」の施策展開 25

- 1 施策展開の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 北区教育ビジョン2020の体系について・・・・・・・・・・25
- 3 北区教育ビジョン2020体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

## I 学びの基盤をつくる

### 取組の方向1 0歳からの育ち・学びを支える 28

#### 重点事業

- 区立認定こども園の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 施設一体型小中一貫校の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

#### 推進事業

- サブファミリーによる特色ある教育の推進・・・・・・・・・・29
- きらきら0年生応援プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 「小中一貫教育カリキュラム」の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

### 取組の方向2 確かな学力を保証する 32

#### 重点事業

- 確かな学力向上プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 教科担任制の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 魅力ある学校図書館づくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

### 推進事業

言語活動の推進	35
学校図書館支援	35

## 取組の方向3 豊かな心を育む

38

### 重点事業

人権教育の推進	40
道徳教育の推進	40

### 推進事業

自然体験活動の充実	40
社会体験活動の推進	41
いじめ防止の取組の徹底	41
北区サポートチーム	41
Q-Uの実施	41
いじめ相談ミニレター	41

## 取組の方向4 健やかな体を育てる

42

### 重点事業

(仮称)東洋大学連携事業・体力の向上	43
長なわトライ	43

### 推進事業

体育・健康に関する指導の充実	43
連合体育行事活動の推進	44
学校保健の充実	44

## 取組の方向5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

46

### 重点事業

小・中学校特別支援学級の設置	48
特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	48

### 推進事業

日本語適応指導教室	48
特別支援学級における専門的な指導の充実	48

特別支援教育に係る理解啓発の推進	49
特別支援学級の合同行事の推進	49
適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実	49

## 取組の方向6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる 50

### 重点事業

検定料補助事業	52
北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	53
イングリッシュ・サマーキャンプ	54
中学校生徒海外交流事業	54
パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園 との連携推進	55
オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	55

### 推進事業

英語が使える北区人事業	55
国際理解教育の推進	56

## 取組の方向7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす 58

### 重点事業

理科大好きプロジェクト	60
ICT教育の充実	60
SDGsの達成に向けた教育の充実	61
特色ある教育活動支援事業	61

### 推進事業

防災・安全教育の推進	61
海洋教育の推進	61
情報教育の推進	62
新聞大好きプロジェクト	62
環境教育の推進	62
キャリア教育の推進	62

## Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

### 取組の方向8 学校の教育力・経営力を高める

64

#### 重点事業

- 教員の質を高める方策についての検討・・・・・・・・・・66
- 教育先進都市を支える学校働き方改革・・・・・・・・・・66

#### 推進事業

- 指導力向上を目指した各種研修の充実・・・・・・・・・・67
- 教育アドバイザーの活用・・・・・・・・・・67
- コミュニティ・スクールの推進・・・・・・・・・・68
- 学校評議員等による学校評価制度・・・・・・・・・・68

### 取組の方向9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する 70

#### 重点事業

- 学校の改築・・・・・・・・・・71
- 学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進・・・・・・・・72
- 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実・・・・・・・・・・73

#### 推進事業

- 学校施設設備等の整備・・・・・・・・・・73
- 小学校の適正配置の推進・・・・・・・・・・73

### 取組の方向10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

74

#### 重点事業

- 生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業・・・・76
- スクールソーシャルワーカーの拡充・・・・・・・・・・76

#### 推進事業

- 学校給食費保護者負担軽減事業・・・・・・・・・・76
- 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行・・・・・・・・・・76
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業・・・・・・・・・・77
- 放課後子ども総合プランの充実・・・・・・・・・・77
- 教育実践演習・・・・・・・・・・77
- 往還型教育実習・・・・・・・・・・77
- 大学図書館との連携・・・・・・・・・・77

### Ⅲ 学び合う絆をつくる

#### 取組の方向 1 1 家庭の教育力の向上を支援する

78

##### 重点事業

家庭教育学級等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

##### 推進事業

子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト・・・・・・・・・・ 80

子育て情報支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

P T A 活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

子育て支援情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

みんなで育児応援プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）・・・・ 81

#### 取組の方向 1 2 地域の教育力の向上を支援する

82

##### 重点事業

学校施設の地域開放・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

##### 推進事業

教育広報紙「くおん」の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

学校公開講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

学校支援ボランティア活動推進事業・・・・・・・・・・・・・ 83

青少年委員活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

青少年地区委員会活動推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

生涯学習講座支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

#### 取組の方向 1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

86

##### 重点事業

地域活躍ステップアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

##### 推進事業

生涯にわたる多様な学習機会の提供・・・・・・・・・・・・・ 87

図書館利用におけるバリアフリーの推進・・・・・・・・・・ 87

区民との協働による図書館づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 87



**重点事業**

「史跡のまち・北区」のPR・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

**推進事業**

文化財を活用したふるさと学習事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

飛鳥山博物館の講座・企画展の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

北区の部屋事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

伝統芸能の継承者の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

北区文化振興財団との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

連合文化行事活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

子どもかがやき顕彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

**第5章 「北区教育ビジョン2020」の推進に向けて**

1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

2 国・東京都への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

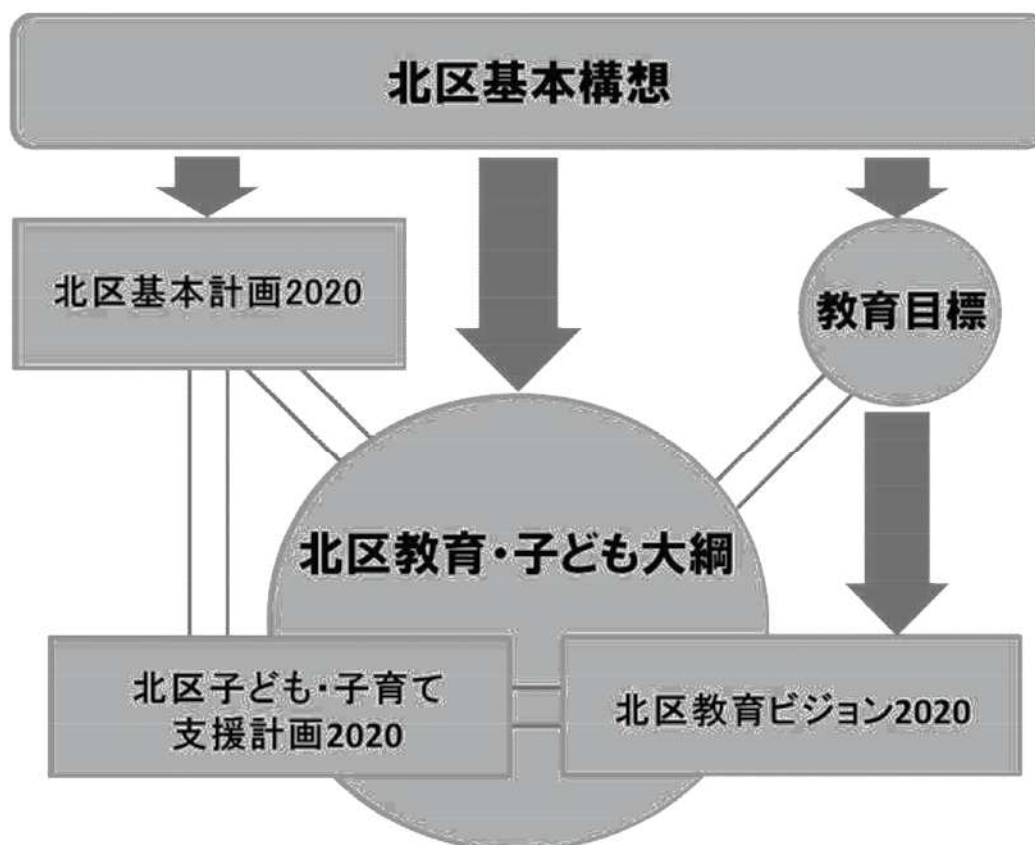
**《参考資料》**

1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

2 「北区教育ビジョン2020」検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (8)

## 第1章 「北区教育ビジョン2020」の位置付け

- 北区基本構想及び北区教育・子ども大綱を踏まえ、北区基本計画と整合性を図りながら、進展する時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」のさらなる充実・発展を目指すものです。
- 北区教育委員会が掲げる「教育目標」を実現するための実施計画として策定します。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間に北区教育委員会が重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野の基本的な方向性と主な施策を示すものです。
- 教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けます。
- 国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを参酌のうえ策定します。



## 第2章 「北区教育ビジョン2015」の総括

平成27年（2015年）3月に策定した北区教育ビジョン2015では、「教育先進都市・北区」の教育目標である、「自らの力で人生を切り拓き、国際社会に貢献できる人間の育成」を目指した教育の実現を掲げました。

教育環境のありかたの見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点と、「Ⅰ学校教育の充実、Ⅱ教育環境の向上、Ⅲ家庭・地域の教育力向上の支援、Ⅳ生涯学習の振興、Ⅴスポーツの推進」の5つの柱を掲げ、取り組むべき施策を体系化し、総合的な展開を図ってきました。

主な取組の総括については、以下に述べるとおりです。

### I 学校教育の充実

#### 1 0歳からの育ち・学びを支える

北区独自の教育システムである学校ファミリー構想を基盤として、地域と一体となった特色ある教育を推進するとともに、小中一貫教育を実施し、一貫性のある教育の充実を図ってきました。

小中一貫教育については、さらなる向上を図るため、施設一体型小中一貫校の設置に向けた検討を行い、平成30年（2018年）3月に「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」を取りまとめました。令和6年度（2024年度）の開校を目指し、取組を進めていきます。

また、就学前教育・保育の充実に向けて、「きらきら0年生応援プロジェクト」を展開し、保育士・教員に求められる資質や能力を高める取組とともに、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、平成29年（2017年）4月に北区初の認定こども園を設置し、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施する体制を整備しました。

#### 2 確かな学力を保证する

「北区基礎・基本の定着度調査」により、北区立小・中学校の児童・生徒の学力の実態を把握するとともに、基礎学力の定着を図るため、小学校3年生から6年生までを対象とした「学力フォローアップ教室」、中学生を対象に、数学・英語・理

科に係る家庭学習支援を目的とした「中学校スクラム・サポート事業」を実施しました。また、長期休業期間を活用した学習支援の「本気でチャレンジ教室」の実施や、「学力パワーアップ非常勤講師」の配置によるきめ細かな指導など、指導体制や学習の機会の充実を図ってきました。

学校図書館の充実に向けた取組では、一部サブファミリーに配置していた「学校図書館指導員」について、平成30年度（2018年度）から小・中学校の全校に拡充し、学校図書館の利活用や学習支援の推進を図ってきました。

令和元年度（2019年度）からは、「中学校スクラム・サポート事業」の一環として、家庭学習アドバイザー（理科）をモデル校に配置し、理科教育アドバイザーによる理科教員巡回指導と連携しながら理科教育のさらなる充実を図っています。

令和元年度（2019年度）北区基礎・基本の定着度調査によれば、小学校の結果は、全体的におおむね良好でした。中学校の結果は、全体的におおむね良好でしたが、中学校第3学年の社会科及び中学校全学年の理科において多くの項目に課題がみられました。

児童・生徒の基礎・基本的な学力は、小・中学生の学習機会の充実や、指導体制の強化のほか多面的な取組の成果によって、一定程度、定着しつつあると考えています。

一方で、これらの課題を解決するため、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善を図るとともに、家庭学習や放課後学習等を通じた基礎・基本の定着を図ることが求められています。あわせて、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性を育てていくことも必要です。

### 3 豊かな心を育む

いじめ防止の取組では、平成27年（2015年）4月に策定した「東京都北区いじめ防止基本方針」（平成29年（2017年）7月一部改訂）に基づき、各学校において取組を進めています。

平成27年度（2015年度）には、指導・助言を行う統括指導員としてのスクールソーシャルワーカーを1名増員しました。これにより、スクールソーシャルワーカー3名と統括指導員1名で、児童・生徒のいじめや不登校等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境の改善等の支援を行ってきました。

平成30年度（2018年度）には、不登校相談専門のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図りました。さらに、「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証」における、スクールソーシャルワーカーの活用や配置のありかたに関する検証を踏まえ、令和元年度（2019年度）からスクールソーシャルワーカーを1名増員し、スクールソーシャルワーカー4名と統括指導員1名とする体制強化を図りました。

このほか、冬季休業日中に「いじめ問題対応研修会」を開催し、いじめ防止等に向けた教員の指導力向上に努めるなど、いじめ防止の取組を推進しています。

北区の児童・生徒のいじめに関する意識は、平成31年度（2019年度）全国学力・学習状況調査の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対し、全国や都全体よりも「そう思う」との回答の割合が低く、引き続き「いじめは絶対にしてはいけない」という繰り返しの指導の徹底を行っていきます。

また、いじめについては、どの学校でも起こり得ることを意識し、未然防止・早期発見・早期対応ができる体制づくりが必要です。

#### 4 健やかな体を育てる

小学校においては平成26年度（2014年度）、中学校においては平成28年度（2016年度）から「長なわトライ」を実施し、長期的に低下傾向にある児童・生徒の体力向上を図りました。文部科学省「体力・運動能力調査」によると、北区の小学校児童の体力・運動能力は全国と同等の水準にある一方、中学校生徒では全国を下回る結果であり、体力向上は喫緊の課題となっています。

食育の取組では、食育リーダーと学校栄養士が中心となって食育を推進し、健やかな心身の育成を図ってきました。

#### 5 個に応じた教育を推進する

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、平成30年（2018年）3月に「第三次北区特別支援教育推進計画」を策定しました。障害のある子もいない子も同じ学びの場で可能な限り共に学ぶことができるように、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援の充実を目指し、学校との連携や関係機関との連絡調整を行い、特別支援教育の充実を図ってきました。

特別支援教室事業では、特別支援教室における巡回指導について、平成28年度（2016年度）から区立の全小学校で、令和元年度（2019年度）から区立の全中学校で全面实施しました。

また、日本語適応指導教室事業では、令和元年度（2019年度）に新たに堀船小学校と明桜中学校に日本語学級を設置しました。日本語指導や学校生活適応指導を中心に、集団生活に円滑に適応できるよう環境の充実を図りました。

さらに、特別支援学級（固定学級）や通級指導学級（特別支援教室を含む。）での特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の在籍数は、年々増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）には、区内で初めて自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を王子小学校に開設します。また、区立の小学校で10校目となる知的障害特別支援学級（固定学級）を滝野川第五小学校に開設します。

今後も、一人ひとりに応じた適切な指導と、障害への合理的配慮、特別支援教育

に関する教員の専門性の向上が必要とされます。

## 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

令和2年度（2020年度）からの小学校における外国語の教科化を見据えて、平成30年度（2018年度）から、小学校3・4年生を対象に年間35時間の外国語活動を、5・6年生を対象に年間70時間の外国語の授業を、外国人の外国語指導助手（ALT）の配置の拡充を図りながら実施しました。あわせて、「イングリッシュ・サマーキャンプ」や「中学校生徒海外交流」等を通じて国際理解教育を推進してきました。

また、「情報教育」、「防災安全教育」等の推進により、社会で活躍する人材の育成に取り組んできました。

さらに、平成27年（2015年）4月には海洋教育に関する教育課程特例校を設置し、全国的に見ても特色のある「内陸地域における海洋教育」を推進しました。

令和元年度（2019年度）北区基礎・基本の定着度調査では、中学校の英語については、目標値を上回っていますが、問題内容別に見ると、一部の学年において、言語や文化についての知識・理解について目標値を下回っていました。中学校の理科については、多くの項目について課題があり、理科教育のさらなる充実が望まれます。

このほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、北区立学校全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、人種や文化、宗教、価値観などの多様性を尊重し、世界平和に向けて活躍できる人間の育成を図ってきました。

## II 教育環境の向上

### 7 学校の教育力・経営力を高める

教員の職層に応じた研修の充実とともに、プログラミング教育や外国語活動等、新たに学習指導要領に示された内容に対応する研修を実施し、教員の指導力や専門性の向上を図りました。

また、平成27年度（2015年度）から5か年計画で全校にタブレット型端末と校内LANの環境を整備するとともに、各校にICT支援員を月2回派遣し、タブレット型端末を活用した授業のサポートや、機器のトラブル対応などの支援を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んできました。

地域との連携に関する取組では、コミュニティ・スクール制度の導入を推進しています。平成30年度（2018年度）には、新たに西が丘小学校で制度を導入し、地域とともにある学校づくりを進めています。また、コミュニティ・スクール制度

を導入していない学校においても、学校評議員制度を活用し、教職員、保護者、地域住民等が学校の現状や課題を共有し、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めています。

学校・家庭・地域の共通理解と相互連携をより深め、地域に根ざし、開かれた教育を推進していくことが必要です。

## 8 安全・安心な教育環境を整備する

学校改築をはじめとした教育環境の整備については、令和元年度（2019年度）までに12校の改築事業を完了しました。改築時期を迎えるに至らない学校は、施設の長寿命化や教育環境の充実を図るため、大規模改修工事（リフレッシュ改修）を6校実施しました。

また、小学校については、通学路における児童の見守り活動のため、防犯カメラの設置を平成29年度（2017年度）までに全校で完了しました。特別教室のうち理科室・図工室の空調機についても設置を完了するとともに、トイレの洋式化も50%を超える整備率を達成しました。

さらに、平成30年度（2018年度）には、教育相談所などの相談機関を集約した教育総合相談センターを設置し、教育にかかる相談・支援体制の充実を図りました。一方、児童相談所の開設や子育て部門における諸課題などに対応するため、今後も関係部署と調整していく必要があります。

安全・安心な教育環境を目指し、計画的に施設や設備を整備するなど、ソフト・ハード両面での教育環境のさらなる向上が求められています。

## 9 豊かな教育環境を整備する

学校適正配置については、平成24年（2012年）2月に策定された東京都北区立学校適正配置計画に基づき、小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図ってきました。平成26年（2014年）には滝野川第一小学校と滝野川第七小学校を統合した田端小学校を、平成28年（2016年）には清水小学校と第三岩淵小学校を統合した西が丘小学校を、平成29年（2017年）には滝野川第六小学校と紅葉小学校を統合した滝野川もみじ小学校を開設しました。さらに、平成31年（2019年）2月には、第十一次学校適正配置方針において、令和3年（2021年）4月に荒川小学校と十条台小学校を統合することを決定しました。

また、質の高い授業、興味関心をもたせる授業を実施するため、ICT機器の整備に取り組みました。小学校全校に電子黒板1台とすべての教室に大型デジタルテレビを導入し、中学校のすべての教室に電子黒板を設置するとともに、校内無線LANの再構築やタブレット型端末の全小・中学校への配置などを行いました。今後も、導入した機器・設備の更新を行うとともに、新たな機器・設備の導入などさらなる環境整備を進めていきます。

### Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

#### 1 0 家庭の教育力の向上を支援する

子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下につながる要因の一つであると指摘されているなか、平成29年（2017年）3月に「北区家庭教育力向上アクションプラン」を策定し、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を展開しました。

今後も、すべての教育の出発点である家庭教育について、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることを踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育の基盤づくりを支援していく必要があります。

#### 1 1 地域の教育力の向上を支援する

学校支援ボランティア活動推進事業では、全小・中学校に配置されたスクールコーディネーターを中心に、ボランティア活動の取組を推進しています。

平成29年度（2017年度）には、将来教員を志望する大学生らによる教育支援ボランティアを全小・中学校に新たに導入しました。これにより、きめ細かな指導とともに、将来教員となる人材の育成を支援しています。

また、放課後等の子どもの安全・安心な居場所「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」事業は、令和元年度（2019年度）までに、改築中の1校を除く全小学校に導入しました。

地域全体の教育力を高めるためには、学校施設を有効に活用するとともに、地域人材の発掘と育成により、学校を核とした地域コミュニティの形成を目指す取組を進める必要があります。

### Ⅳ 生涯学習の振興

#### 1 2 一人ひとりの主体的な学びを支援する

区民大学や学校公開講座等によって、様々な分野の学習機会を提供し、心豊かな社会生活を送れるよう事業を実施してきました。また、高齢者施設へのリサイクル図書の提供や、絵本の読み聞かせ講座を実施するなど高齢者の学習支援の充実を図っています。

さらに、社会教育関係団体が主体となって企画運営する自主的な学習会・研修会を対象に、事業経費の一部補助を実施し、団体活動の活性化と区民の生涯学習機会



の拡充を図りました。あわせて、社会教育関係団体の団体構成員に関する登録要件を緩和することにより、少人数でもサークル・団体活動を始めやすい環境を整備してきました。

今後は、区民や団体に対する学習成果の発表の場を充実させる一方で、学びの成果を地域や学校等に還元できるしくみづくりが、より一層求められています。

### 1.3 文化・芸術活動を振興する

文化・芸術分野では、飛鳥山博物館での常設展示資料解説アプリの導入や、常設展示室照明のLED化、<sup>にやくいちおうじえんぎえまき</sup>「若一王子縁起絵巻」の常設展示化を進めるなど、文化財の保護・活用と保存・継承を行いながら、魅力的な文化・歴史学習の推進を図ってきました。

一方、グローバル社会が進展するなか、ふるさと北区への愛着を深め、その魅力をいかに発信するかが課題となっています。今後も、区民との協働をさらに推進するとともに、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な事業を展開していく必要があります。

## V スポーツの推進

従来、教育委員会の事務とされていたスポーツ分野については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、集中的・効果的にスポーツ施策を推進するとともに、その取組を地域のきずなづくりにつなげていくため、平成28年度（2016年度）から、区長部局において一元的に所掌することになりました。

教育委員会は、区長部局への事務移管後も、区長部局と連携し、地区体育館の整備や校庭夜間開放の充実など、地域で身近にスポーツ活動ができる場所の整備を図りました。

## まとめ

「北区教育ビジョン2015」で掲げた3つの視点と5つの柱を踏まえ、取り組むべき施策を体系化し、5年の間に数多くの事業を実施してきました。十分な成果を得られなかったものもありましたが、全体的には、計画に沿った事業展開を図り、着実な成果が得られていると考えています。

今後も、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成、グローバル化に対応した取組、教育循環型社会の推進により、激動の時代を豊かに生き抜き、社会に貢献できる人材の育成を目指し、「教育先進都市・北区」の魅力を一層高めるための取組

を行っていく必要があります。

また、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会の変化に柔軟に対応しつつ、新たな取組や事業の再構築を図り、区が理想とする今後の教育行政のグランドデザインを描き、子どもたちの夢を育て、豊かな心を育む教育を展開していく必要があります。



## 第3章 「北区教育ビジョン2020」の基本的な考え方

### 1 北区の教育を取り巻く環境の変化

今、社会は激しく急速な変化を続けています。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、生産年齢人口の減少や少子高齢化等により、社会構造や雇用関係は大きく変化し、今後の社会の予測が困難となっています。また、人工知能（AI）やビッグデータ、Internet of Things（IoT）などの先端技術が産業や社会生活に取り入れられ、Society5.0 と呼ばれる時代を迎えようとしているなか、人間としての強みがどこにあるのか、学びや仕事にどのように向き合えばよいか問われる時代になってきています。

国や都は、このような社会を踏まえ、次のとおり新たな計画等を策定しています。

#### 【国】

##### ○ 第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月策定）

#### 【2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項】

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す。

#### 《個人と社会の目指すべき姿》

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

#### 《教育政策の重点事項》

- ・ 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・ 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

## 【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

○ **新学習指導要領等（平成29年（2017年）3月改訂）**

- ・平成30年度（2018年度） 新幼稚園教育要領施行  
新幼保連携型認定こども園教育・  
保育要領施行  
新保育所保育指針適用
- ・令和2年度（2020年度） 新小学校学習指導要領施行
- ・令和3年度（2021年度） 新中学校学習指導要領施行
  
- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年（2008年）改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
- ・ 教科化による道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成
- ・ 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」
- ・ カリキュラム・マネジメントの確立

## 【東京都】

### ○ 東京都教育施策大綱（平成29年（2017年）1月策定）

#### 【今後の教育施策における重要事項】

- I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- III 世界で活躍できる人材の育成
- IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
- VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

### ○ 東京都教育ビジョン（第4次）（平成31年（2019年）3月策定）

#### 【次世代を担う子供の姿】

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく。

#### 【基本的な方針】

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
- 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
- 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
- 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
- 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
- 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
- 9 これからの教育を担う優れた教員の育成
- 10 教育の質を向上する「働き方改革」
- 11 質の高い教育を支える環境の整備
- 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

また、「北区教育ビジョン2015」策定以降における、区の教育を取り巻く主な情勢の変化について、次のとおりまとめました。

## 1) 年少人口の推移

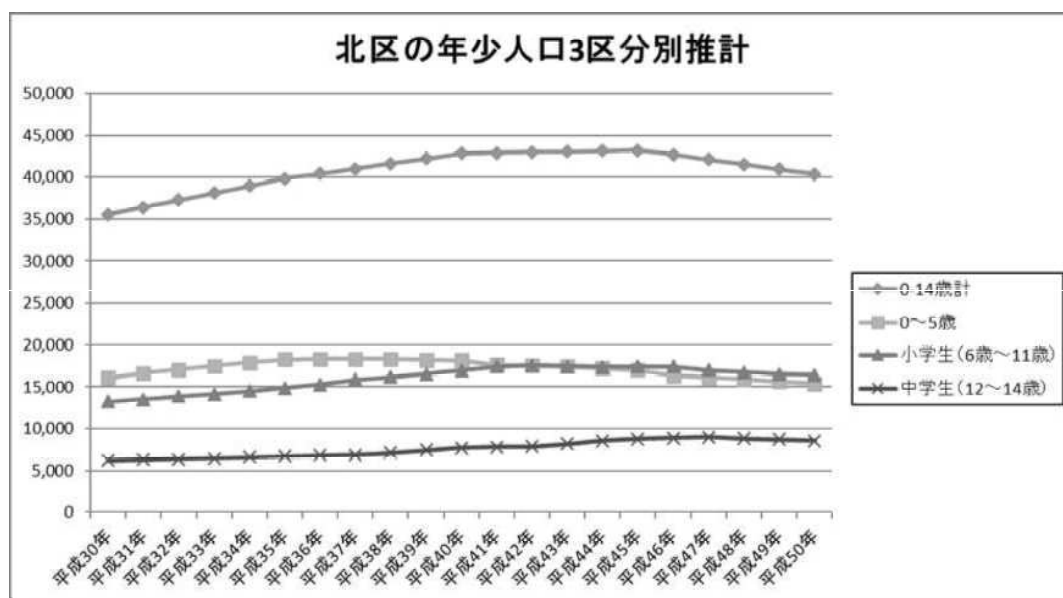
北区の人口は、平成30年（2018年）に348,030人でしたが、10年後の平成40年（2028年）の362,006人をピークに、その後減少局面となり、20年後の平成50年（2038年）には356,691人へと減少する推計となっています。

このうち、年少人口（0～14歳）については、平成30年（2018年）に35,531人でしたが、15年後の平成45年（2033年）には43,214人となりピークを迎え、その後減少に転じ、平成50年（2038年）には40,366人へと減少する推計となっています。

年少人口を3つの区分（0～5歳・小学生（6歳～11歳）・中学生（12歳～14歳））に分けると、0～5歳は平成36年（2024年）に、小学生（6歳～11歳）は平成42年（2030年）に、中学生（12歳～14歳）は平成47年（2035年）にそれぞれピークを迎え、その後減少に転じる推計となっています。

また、東京都教育委員会が実施する教育人口等推計では、平成30年度（2018年度）と比較して、平成35年度（2023年度）までに、小学校児童数は1,740人増加して14,064人に、中学校生徒数は568人増加して4,997人になる推計となっています。

今後も、人口の推移に適切に対応し、学校をはじめとする施設整備を行うとともに、将来人口を見通した施策展開を図る必要があります。



「北区人口推計調査報告書」（平成30年（2018年）3月）をもとに作成

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
北区立小学校児童数	12,324	12,690	13,087	13,413	13,813	14,064
北区立中学校生徒数	4,429	4,497	4,499	4,673	4,788	4,997

「教育人口等推計報告書」平成30年度（2018年度）

## 2) 施設の老朽化

区立小・中学校の校舎については、全47校中、改築を終了したのが12校、改築事業中が（仮称）都の北学園となる神谷中サブファミリーの3校を含む5校、リノベーションモデル事業中が1校です。残りの29校のうち、24校が建築後50年を超えています。

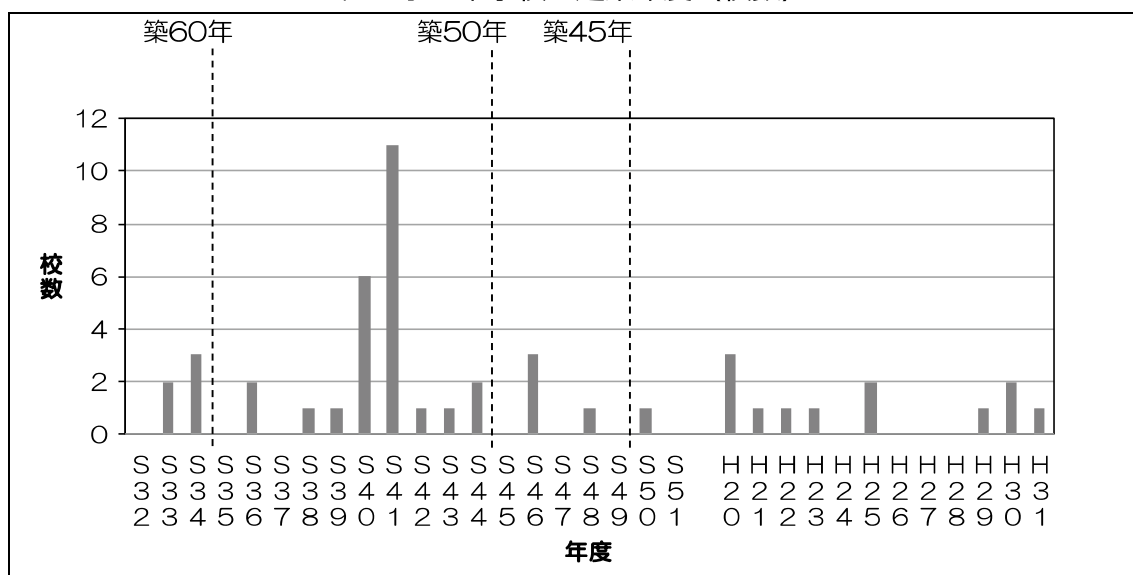
このため、「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、計画的な改築改修を進めていますが、昭和40年以降に建設された小学校がまだ20校以上あります。

長期的な見通しとして、すべての学校の改築を現計画上の目標使用年数である建設後65年以内に事業化することは困難であるため、今後、施設の長寿命化を図ることで、更新時期のピークを平準化することが求められています。

こうした状況を踏まえ、平成30年（2018年）6月に学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会を設置して、現行の北区立小・中学校改築改修計画を包括した「北区立小・中学校長寿命化計画」を令和2年（2020年）3月に策定します。

「北区立小・中学校長寿命化計画」策定後は、同計画に基づいて、計画的に改築又はリノベーション（長寿命化改修）事業を実施します。

区立小・中学校の建築年度（校数）



令和2年（2020年）3月時点

### 3) 令和元年度 全国学力・学習状況調査の結果について

令和元年度（2019年度）に実施された「全国学力・学習状況調査」の小学校6年生及び中学校3年生を対象とした調査結果（平均正答率）をみると、小学校6年生は、国語・算数とも全国平均を上回っています。東京都平均と比べても、同等以上となっています。

中学校3年生は、全国平均に比べ、国語はやや下回っているものの、数学・英語は同等以上となっています。東京都平均と比べると国語・数学・英語とも平均を下回っています。

今後も、学力・学習状況の調査結果の分析を行い、課題を正しく把握して、正答率の低い分野を中心に、学力の向上を図っていく必要があります。

全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）					
<小学校調査（6年生）>			北区	東京都	全国
国語A (H30まで主として知識)	平成30年度	○	72.0	74.0	70.7
	令和元年度	○	65.0	65.0	63.8
国語B (H30まで主として活用)	平成30年度	○	57.0	57.0	54.7
	令和元年度	—	令和元年度は、A Bに分けずに「国語」として実施		
算数A (H30まで主として知識)	平成30年度	◎	68.0	67.0	63.5
	令和元年度	◎	71.0	70.0	66.6
算数B (H30まで主として活用)	平成30年度	◎	56.0	55.0	51.5
	令和元年度	—	令和元年度は、A Bに分けずに「算数」として実施		
<中学校調査（3年生）>			北区	東京都	全国
国語A (H30まで主として知識)	平成30年度	○	76.0	77.0	76.1
	令和元年度	○	72.0	74.0	72.8
国語B (H30まで主として活用)	平成30年度	○	63.0	63.0	61.2
	令和元年度	—	令和元年度は、A Bに分けずに「国語」として実施		
数学A (H30まで主として知識)	平成30年度	○	68.0	67.0	66.1
	令和元年度	○	60.0	62.0	59.8
数学B (H30まで主として活用)	平成30年度	○	48.0	49.0	46.9
	令和元年度	—	令和元年度は、A Bに分けずに「数学」として実施		
英語	令和元年度	○	58.0	59.0	56.0

※ 英語は、令和元年度から実施

全国の正答率に対して+3ポイント以上の場合   ◎

全国の正答率に対して-3ポイント以上+3ポイント未満の場合   ○

全国の正答率に対して-3ポイント未満の場合   △

「全国学力・学習状況調査」平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）



#### 4) いじめの認知件数

近年、いじめに起因する深刻な事件が大きく報道され社会問題となっています。

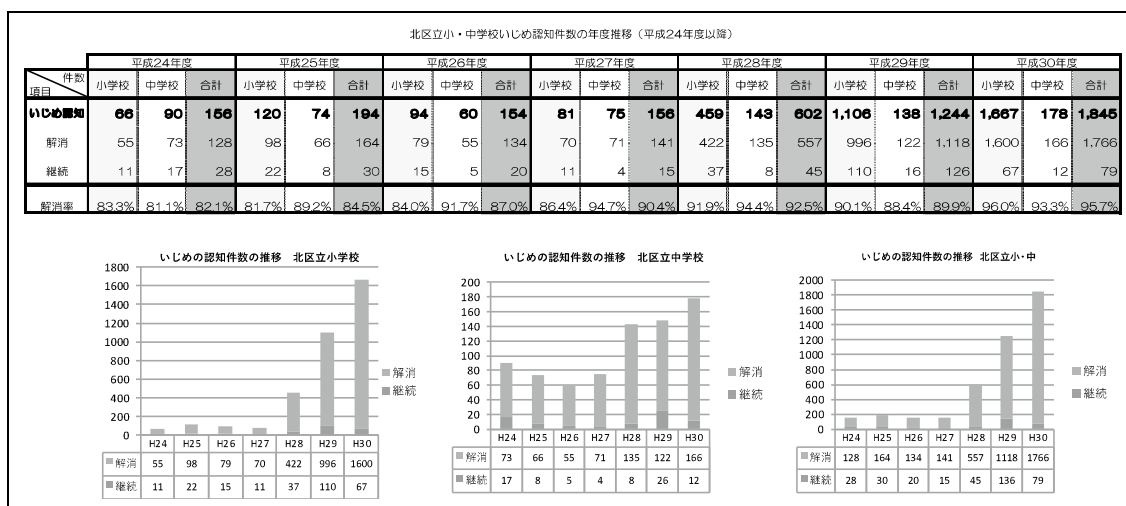
文部科学省は、平成29年(2017年)3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定等を行い、いじめの定義を従来のものから拡大し、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとしました。

また、平成30年(2018年)3月には、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があるとして、「受け手が心身の苦痛を感じる場合はいじめとして積極的に認知をする」よう、各教育委員会等に対し通知しました。

このような情勢のなか、北区における平成24年度(2012年度)以降のいじめ認知件数の推移をみると、平成28年度(2016年)からの件数について、特に小学校の件数が大幅に増えています。これは、上記のいじめの定義が変わったこと等に起因しているものと考えられます。

一方で、解消率については、ここ数年は概ね9割以上となっています。これらのことは、学校においてけんかなど初期段階のものを含めて、正確に認知をするとともに、いじめの解消に向けて取り組んでいるものと認識しています。

今後も、いじめの発生を減らすことはもとより、発生したいじめを確実に解消するため、より一層、取組を進めていく必要があります。



## 5) 不登校児童・生徒数

区立小・中学校における不登校児童・生徒の年度別の人数をみると、小学校については増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）から70人台に推移し、平成30年度（2018年度）は90人となっています。中学校については、平成22年度（2010年度）から減少傾向で推移していましたが、平成28年度（2016年度）以降再び増加し、過去のピーク時に近い数字となっています。

北区の独自調査による平成30年度（2018年度）の不登校児童・生徒の出現率は、小学生が0.73%、中学生が4.13%で、国が実施した「平成30年度（2018年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のの値をともに上回っています。不登校対応のさらなる充実が求められています。

学年別の不登校児童・生徒数

### 小学校

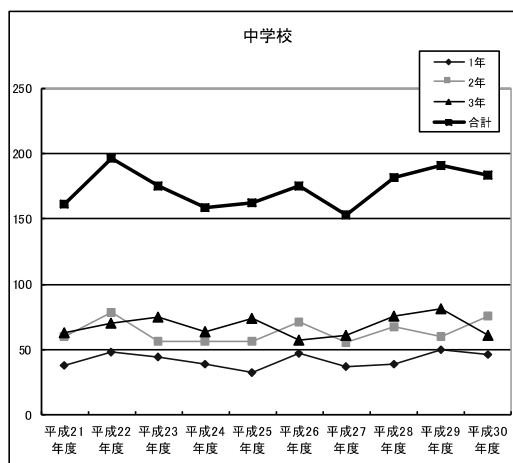
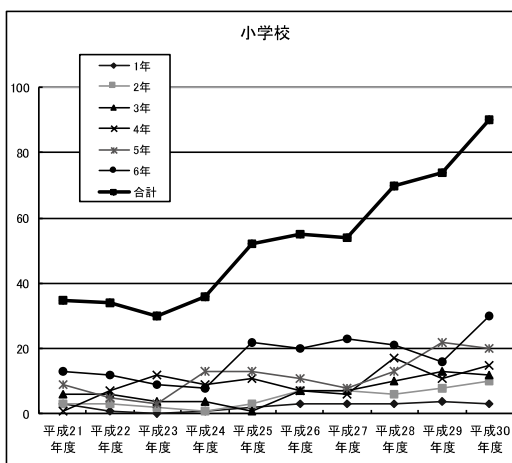
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1年	3	1	0	1	2	3	3	3	4	3
2年	3	3	2	1	3	7	7	6	8	10
3年	6	6	4	4	1	7	7	10	13	12
4年	1	7	12	9	11	7	6	17	11	15
5年	9	5	3	13	13	11	8	13	22	20
6年	13	12	9	8	22	20	23	21	16	30
合計	35	34	30	36	52	55	54	70	74	90
在籍児童数	11,714	11,721	11,635	11,536	11,581	11,573	11,653	11,792	12,063	12,324
小出現率	0.30%	0.29%	0.26%	0.31%	0.45%	0.48%	0.46%	0.59%	0.61%	0.73%
国小出現率	0.32%	0.32%	0.33%	0.31%	0.36%	0.39%	0.42%	0.47%	0.54%	0.70%

### 中学校

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1年	38	48	44	39	32	47	37	39	50	46
2年	60	78	56	56	56	71	55	67	60	76
3年	63	70	75	64	74	57	61	76	81	61
合計	161	196	175	159	162	175	153	182	191	183
在籍生徒数	4,396	4,495	4,628	4,605	4,586	4,604	4,605	4,565	4,505	4,429
中出現率	3.66%	4.36%	3.78%	3.45%	3.53%	3.80%	3.32%	3.99%	4.23%	4.13%
国中出現率	2.77%	2.73%	2.64%	2.56%	2.69%	2.76%	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%

### 小中合計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総計	196	230	205	195	214	230	207	252	265	273
小中在籍数	16,110	16,216	16,263	16,141	16,167	16,177	16,258	16,357	16,568	16,753
合計出現率	1.22%	1.42%	1.26%	1.21%	1.32%	1.42%	1.27%	1.54%	1.59%	1.62%
国出現率	1.15%	1.13%	1.12%	1.09%	1.17%	1.21%	1.26%	1.35%	1.47%	1.69%



## 6) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校では、東京都の数値を上回る項目がやや多い一方、中学校では東京都の数値を下回る項目が多く見られます。

子どもの体力・運動能力等の低下は大きな課題であり、取組の充実が求められます。

小5男子		平成29年度		平成30年度		
		北区	東京都	北区	東京都	
1	握力 (kg)	筋力	○ 16.8	16.6	○ 16.9	16.6
2	上体起こし (回)	筋持久力	△ 19.7	20.3	△ 19.8	20.2
3	長座体前屈 (cm)	柔軟性	○ 33.9	33.5	△ 32.7	33.6
4	反復横跳び (点)	敏捷性	○ 42.6	42.1	○ 43.4	42.2
5	20mシャトルラン (回)	全身持久力	△ 51.0	51.7	△ 50.9	51.3
6	50m走 (秒)	スピード	○ 9.1	9.2	9.2	9.2
7	立ち幅跳び (cm)	瞬発力	△ 148.2	151.7	○ 152.7	152.4
8	ボール投げ (m)	投能力	○ 22.0	21.8	○ 22.1	21.4
小5女子		平成29年度		平成30年度		
		北区	東京都	北区	東京都	
1	握力 (kg)	筋力	○ 16.4	16.2	○ 16.6	16.2
2	上体起こし (回)	筋持久力	△ 18.8	19.4	△ 19.3	19.4
3	長座体前屈 (cm)	柔軟性	○ 38.4	38.2	△ 38.1	38.2
4	反復横跳び (点)	敏捷性	○ 41.2	40.4	○ 42.2	40.5
5	20mシャトルラン (回)	全身持久力	△ 40.1	40.5	△ 40.3	40.4
6	50m走 (秒)	スピード	○ 9.4	9.5	○ 9.4	9.5
7	立ち幅跳び (cm)	瞬発力	△ 143.9	145.5	○ 147.0	146.0
8	ボール投げ (m)	投能力	○ 13.3	13.1	○ 13.6	12.9
中2男子		平成29年度		平成30年度		
		北区	東京都	北区	東京都	
1	握力 (kg)	筋力	○ 29.4	28.6	○ 29.6	28.6
2	上体起こし (回)	筋持久力	△ 27.2	27.6	△ 27.2	27.4
3	長座体前屈 (cm)	柔軟性	△ 38.6	42.2	△ 39.4	42.1
4	反復横跳び (点)	敏捷性	△ 52.0	52.4	○ 52.7	52.4
5	20mシャトルラン (回)	全身持久力	△ 78.9	83.2	△ 81.0	83.2
6	50m走 (秒)	スピード	△ 8.0	7.9	7.9	7.9
7	立ち幅跳び (cm)	瞬発力	△ 193.3	194.2	△ 193.4	195.4
8	ボール投げ (m)	投能力	△ 19.4	20.3	△ 20.1	20.4
中2女子		平成29年度		平成30年度		
		北区	東京都	北区	東京都	
1	握力 (kg)	筋力	○ 24.0	23.5	○ 24.1	23.6
2	上体起こし (回)	筋持久力	△ 23.5	24.1	△ 23.7	24.3
3	長座体前屈 (cm)	柔軟性	△ 42.7	44.9	△ 44.5	45.2
4	反復横跳び (点)	敏捷性	△ 46.2	47.1	△ 46.7	47.4
5	20mシャトルラン (回)	全身持久力	△ 54.2	57.5	△ 58.2	58.5
6	50m走 (秒)	スピード	8.8	8.8	○ 8.7	8.8
7	立ち幅跳び (cm)	瞬発力	△ 164.1	168.3	△ 166.1	169.8
8	ボール投げ (m)	投能力	△ 12.3	12.5	△ 12.5	12.6

○: 都と比較して高い  
△: 都と比較して低い

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」平成29年度（2017年度）・平成30年度（2018年度）

## 7) 学校のICT機器整備状況

北区では、平成19年度（2007年度）から他の自治体に先駆けて、各学校のパソコン教室に学習用パソコンを配置し、平成21年度（2009年度）から平成27年度（2015年度）にかけて、小学校全校に電子黒板1台とすべての教室にデジタルテレビを導入するとともに、中学校のすべての教室に電子黒板を整備しました。

老朽化が進むデジタルテレビ・電子黒板については、令和6年度（2024年度）までにプロジェクター（電子黒板機能付きを含む）に入替を行う予定です。

また、平成24年度（2012年度）から校務の効率化と教員の負担軽減を図るため、教務用パソコンの導入も図りました。

時代にふさわしい豊かな教育環境の整備に向けて、機器・設備の更新を行うとともに、新たな機器・設備の導入を推進していきます。

ICTは、今後一層社会に浸透し、国民生活等を支える社会基盤になっていくと考えられます。ICT機器の整備にあわせて、子どもたちの情報活用能力の向上や情報モラルに関する教育の充実が求められています。

令和元年度 各小・中学校のICT機器整備状況（令和元年9月1日現在）

	校務用 パソコン	教務用 パソコン	学習用 パソコン	デジタル テレビ	電子黒板	プロジェク ター	実物投影機	ブルーレイ レコーダー
小学校 35校	896台	710台	4,361台	682台	317台	144台	773台	655台
中学校 12校	344台	275台	1,380台	158台	307台	22台	187台	205台
計	1,240台	985台	5,741台	840台	624台	166台	960台	860台

※学習用パソコンには、タブレットPCも含む。

タブレットPCの台数：小学校4,320台／中学校1,380台

※電子黒板の台数には、デジタルテレビと組み合わせて使用する後付電子黒板も含む。

後付電子黒板の台数：小学校5台／中学校138台

※電子黒板の台数には、電子黒板機能付プロジェクターも含む。

プロジェクター型電子黒板：小学校271台／中学校68台

### 【導入ソフトウェア】

マイクロソフトオフィス、スカイメニュー、キューブきっず（小学校のみ）等

### 【ネットワーク】

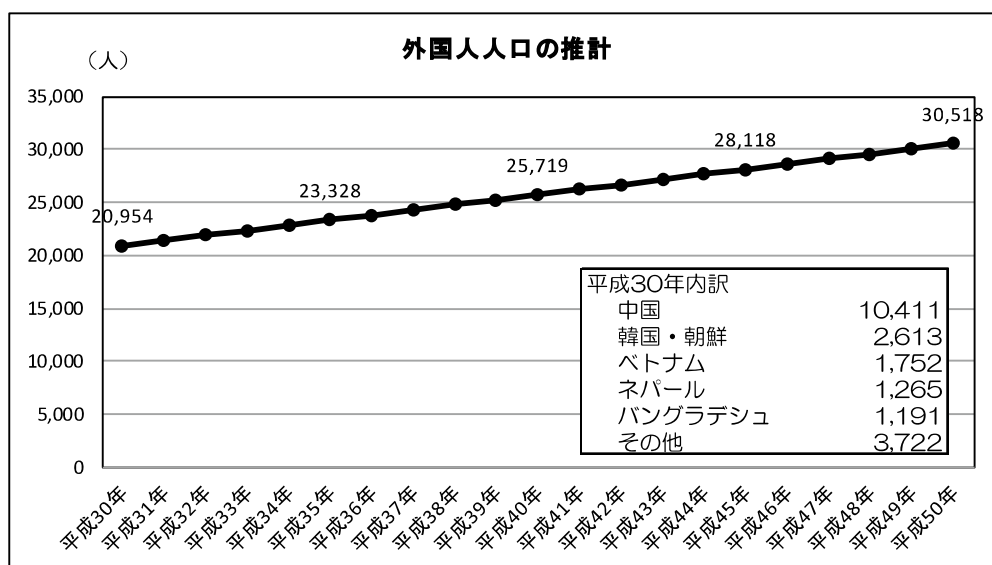
校内無線LAN（校舎内全体で接続可能）

全学校で教室に有線LAN端子あり

## 8) 外国人児童・生徒数

区立小・中学校に通っている外国人児童・生徒は、平成26年度（2014年度）は317人でしたが、平成30年度（2018年度）には556人となり、4年間で239人の増となっています。

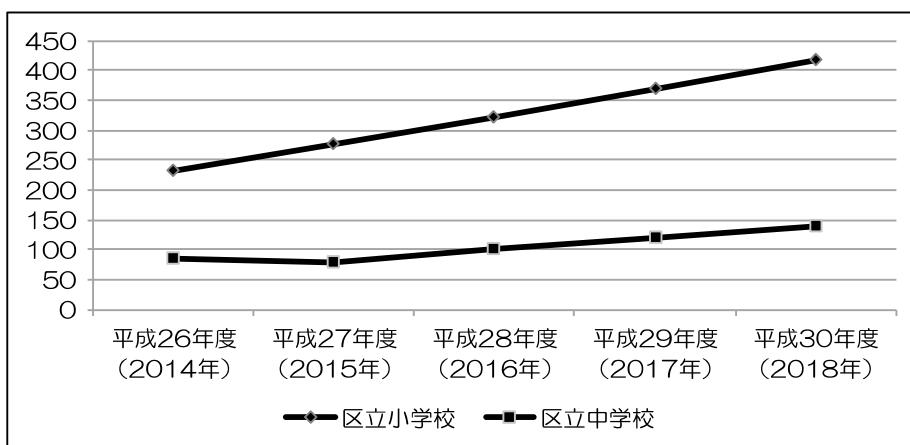
今後も、外国人の定住化などにより、外国人児童・生徒の増加が見込まれます。帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行うとともに、グローバル教育の視点をもって対応していく必要があります。



「北区人口推計調査報告書」（平成30年（2018年）4月）をもとに作成

### 区立小・中学校の外国籍児童・生徒数の推移

	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)
区立小学校	233	276	321	368	418
区立中学校	84	78	101	119	138
合計	317	354	422	487	556



## 9) 働き方改革（学校における働き方改革推進プラン）

北区立学校における働き方改革については、平成29年（2017年）11月以降、教育委員会に検討組織を設置（平成30年（2018年）10月に改組）し、教員の意見や国・東京都の方針等を踏まえ、基本的な考え方や具体的な取組について検討を進めてきました。また、平成30年（2018年）10月～11月には、北区立学校の教員を対象とした勤務実態等についての調査も実施しました。

検討委員会における協議及び実態調査の結果を踏まえ、平成31年（2019年）3月に「北区立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。本プランは、東京都教育委員会が平成30年（2018年）2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」のなかで、各区市町村教育委員会に策定を求めている「区市町村教育委員会における実施計画」として位置付けています。

### 【取組の基本的方向】

- (1) 適正な勤務管理と意識改革の推進
- (2) 事務改善の推進
- (3) 業務分担の見直し
- (4) 学校を支える人員体制の充実
- (5) 部活動関係
- (6) 教員人事制度等の改善に向けた国・都への働き掛け

## 2 北区が目指すべき教育の方向

### (1) 北区教育委員会の教育目標

教育基本法の第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民育成」とし、第2条以降で、目的を実現するための基本的な考え方が定められています。

このような教育基本法の考え方を踏まえ、人間尊重の精神を基調としつつ、「教育先進都市・北区」の教育は、次の教育目標に示した人間の育成を目指します。

#### 北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年(2010年)1月28日 決定)

## (2) 北区教育・子ども大綱

令和元年（2019年）11月には、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、今後5年間の北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針として、「北区教育・子ども大綱」が策定されました。

このなかで、教育分野に関わる部分は次のとおりです。

### 北区教育・子ども大綱

#### 【理念】

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持つよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

#### 【教育分野】

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。

### 基本方針

#### 『まなび』 個の成長

「自ら学び・考え・行動する力の育成」

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。

#### 『ささえ』 協働と貢献

「地域を支え社会に貢献する人づくり」

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し、関わり合いながら地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。

#### 『つなぐ』 継承と循環

「世代を超えてつながる学びの創造」

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。



### (3) これからの北区の教育

上記の教育目標や北区教育・子ども大綱に掲げられた理念を達成するためには、教育を取り巻く環境が激しく変化するなか、これに伴う諸課題の一つひとつに適切に取り組んでいかなければなりません。それには、行政の力だけでなく、今まで以上に家庭や地域、関係機関や関係団体など、まさに地域社会が一体となって取組を展開していくことが重要です。また、限りある財源や人材等を有効かつ効果的に活用することも重要です。

北区教育ビジョン2015では、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指し、教育環境のありかたの見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とこれに伴う諸課題に適切に対応していくため、北区教育ビジョン2015の施策全体を貫く視点として、「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点を掲げました。

令和元年（2019年）11月に策定された北区教育・子ども大綱では、教育分野の基本方針として、「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点を掲げています。

本ビジョンにおいても、北区教育・子ども大綱で定められた教育分野における基本方針及び北区教育ビジョン2015を推進し得ることができた成果を踏まえ、「まなび・ささえ・つなぐ」を継承してまいります。

さらに、今後、大きく変化し続けることが予見される社会情勢に適応した施策を具現化することで、激動の時代を豊かに生き抜き、社会に貢献できる人材を育むとともに、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」、「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目指し、令和の時代を生きる子どもたちの健やかな育ちに資するため、取り組んでまいります。

---

## 第4章 「北区教育ビジョン2020」の施策展開

---

### 1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2020』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指すべき教育の方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、14の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理しました。

### 2 北区教育ビジョン2020の体系について

施策展開について、「Ⅰ 学びの基盤をつくる」、「Ⅱ 豊かな教育環境をつくる」、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理しました。

### 3 北区教育ビジョン2020 体系図

## 施策展開の3つの柱・取組の方向・主な施策

3つの柱

取組の方向

主な施策

4章

I  
学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち・学びを支える

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

2 確かな学力を保証する

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

3 豊かな心を育む

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

4 健やかな体を育てる

- (11) 体力の向上・健康の増進
- (12) 保健指導・食育の推進

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

- (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進
- (15) 不登校児童・生徒への支援

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

- (16) 英語教育の充実
- (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進
- (18) 国際理解教育の推進

7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

II  
豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める

- (24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶
- (25) 教員の指導環境の充実
- (26) 学校の経営力の強化

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

- (30) 学びのセーフティネットづくり
- (31) 教育相談体制の強化
- (32) 子どもの居場所づくり
- (33) 高校・大学との連携
- (34) 企業・NPO等との連携

III  
学び合い絆をつくる

11 家庭の教育力の向上を支援する

- (35) 子どもの読書活動の充実
- (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実
- (37) 保護者への支援

12 地域の教育力の向上を支援する

- (38) 地域との協働
- (39) 青少年教育の振興
- (40) 社会教育活動の支援

13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

14 文化・芸術活動を振興する

- (44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
- (45) 文化財の保護・活用と保存・継承
- (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

## 主な施策に基づく事業群

### 事業群（重点事業）

### 事業群（推進事業）

区立認定こども園の設置 施設一体型小中一貫校の設置	サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト 「小中一貫教育カリキュラム」の活用	
確かな学力向上プロジェクト 教科担任制の導入 魅力ある学校図書館づくり事業	言語活動の推進 学校図書館支援	
人権教育の推進 道徳教育の推進	自然体験活動の充実 社会体験活動の推進 いじめ防止の取組の徹底	北区サポートチーム Q-Uの実施 いじめ相談ミニレター
（仮称）東洋大学連携事業・体力の向上 長なわトライ	体育・健康に関する指導の充実 連合体育行事活動の推進	学校保健の充実
小・中学校特別支援学級の設置 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チーム の派遣	日本語適応指導教室 特別支援学級における専門的な指導の充実 特別支援教育に係る理解啓発の推進	特別支援学級の合同行事の推進 適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実
検定料補助事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 イングリッシュ・サマーキャンプ 中学生生徒海外交流事業 パリ2024競技大会を見据えた東京国際フ ランス学園との連携推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進及 びレガシーの構築	英語が使える北区人事業 国際理解教育の推進	
理科大好きプロジェクト ICT教育の充実 SDGsの達成に向けた教育の充実 特色ある教育活動支援事業	防災・安全教育の推進 海洋教育の推進 情報教育の推進 新聞大好きプロジェクト	環境教育の推進 キャリア教育の推進
教員の質を高める方策についての検討 教育先進都市を支える学校働き方改革	指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用 コミュニティ・スクールの推進 学校評議員等による学校評価制度	
学校の改築 学校施設のリノベーション（長寿命化改修） 事業の推進 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	学校施設設備等の整備 小学校の適正配置の推進	
生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への 学習支援事業 スクールソーシャルワーカーの拡充	学校給食費保護者負担軽減事業 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 放課後子ども総合プランの充実	教育実践演習 住進型教育実習 大学図書館との連携
家庭教育学級等の充実	子どもの読書活動の推進 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 子育て情報支援サービスの充実 PTA活動支援	子育て支援情報の提供 みんなで育児応援プロジェクト ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
学校施設の地域開放	教育広報紙「くおん」の発行 学校公開講座 学校支援ボランティア活動推進事業	青少年委員活動の充実 青少年地区委員会活動推進事業 生涯学習講座支援事業
地域活躍ステップアップ事業	生涯にわたる多様な学習機会の提供 図書館利用におけるバリアフリーの推進 区民との協働による図書館づくり	
「史跡のまち・北区」のPR	文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 北区の部屋事業 伝統芸能の継承者の育成支援	北区文化振興財団との連携 連合文化行事活動の推進 子どもかがやき顕彰

# 1 0歳からの育ち・学びを支える

## 【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

## 主なポイント

- 北区学校ファミリー構想のもと、小中一貫教育を推進するとともに、小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深め、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指します。
- 学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- 幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。
- 就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。

## 現状と課題

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校と共有することにより就学前教育と小学校教育との接続を推進することとされました。
- 小学校学習指導要領、中学校指導要領が改訂され、小学校教育・中学校教育との接続について、それぞれ明文化されました。教科等間の横のつながりや、幼小、小中、中高における縦のつながりの見通しをもつことが必要となります。

こうしたことも踏まえ、各学校が、縦と横のつながりを意識しながら、その特色に応じた教育課程を編成しカリキュラム・マネジメントを実現できるよう、小中一貫教育を推進することがますます重要となります。
- 子育てを巡る環境の変化は、多様な生活体験や人間関係を学ぶ機会の不足を招いており、小学校入学時における小学校生活への変化を乗り越える力の育ちに課題がみられます。
- 平成28年度（2016年度）から小中一貫教育が制度化され、義務教育学校及び小中一貫型の小・中学校における柔軟な学年段階の区切りの設定や、小・中学校段階の9年間を一貫させた教育課程の編成などを進めることとなりました。
- 親の働き方が多様化することに伴って、ニーズも多様化し、従来の保育園や幼稚園の枠組みを超え、就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に行う施設が求められています。



**重点事業 ) 区立認定こども園の設置**

- 少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に、就学前教育・保育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検討	基本・ 実施設計	実施設計 整備	整備・完成	1園設置

【学校支援課】



**重点事業 ) 施設一体型小中一貫校の設置**

- 北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指し、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。

小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう、教育内容をより一層充実させます。



（仮称）都の北学園イメージ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	校舎の 新築工事	→			1校開校

【教育政策課 学校改築施設管理課 教育指導課】

《推進事業》

- **サブファミリーによる特色ある教育の推進【教育政策課】**

区内12の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園、それぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めた、サブファミリーを基盤とする一体的で、育ちや学びの連続性を踏まえた教育活動を展開します。

- **きらきら0年生応援プロジェクト【教育政策課】**

小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進します。

保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・認定こども園・保育園

の園児と小学生との交流事業を実施します。

また、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続を目指す入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達が気になる保護者の方へ」など、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。

#### □ 「小中一貫教育カリキュラム」の活用【教育指導課】

義務教育9年間を見据えたカリキュラムを活用することで、学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進していきます。

#### 《関連事業》

- ・ キャリア教育の推進（p.62）
- ・ コミュニティ・スクールの推進（p.68）
- ・ 学校評議員等による学校評価制度（p.68）
- ・ 子どもの読書活動の推進（p.80）
- ・ 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト（p.80）
- ・ 学校支援ボランティア活動推進事業（p.83）

(仮称) 都の北学園 整備コンセプト

まち  
**都の北を彩るぬくもり溢れる学舎**



(仮称) 都の北学園 (北区初の施設一体型小中一貫校)



## 2 確かな学力を保証する

### 【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

### 主なポイント

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着を目指します。
- 主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。
- 文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身に付けるために必要な「読む力」の育成を目指します。

### 現状と課題

- 新学習指導要領の全面実施に伴い、知識の理解の質を高め、子どもに必要な資質・能力を育む教育の実現がより一層求められています。
- 国において、義務教育9年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階や、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上なども踏まえると、小学校高学年からの教科担任制の本格的導入を検討すべきではないかとの議論がされています。
- 北区の児童・生徒の学力の状況は、北区基礎・基本の定着度調査において、各教科・各学年において概ね目標値を達成しているものの、令和元年度（2019年度）調査においては、中学校3年生の社会科及び中学校全学年の理科において、知識の定着、資料活用、観察・実験の技能、思考・表現等多くの項目に課題がみられました。
- 児童・生徒の学力の状況を分析し、学力の定着や向上に向けて、学力のつまずきの解消を図る「つまずきゼロプラン」や授業改善推進プランを各学校で作成し、学力向上を目指すとともに、小学校においては「学力フォローアップ事業」、中学校においては「スクラム・サポート事業」により、放課後学習や家庭学習との連動を図り、児童・生徒の基礎学力の定着を図りました。

特に、理科においては、理科教育アドバイザーや大学等との連携により、学校への訪問指導による教員の授業力向上に努めており、今後もこれらの取組を継続しつつ、各学校において主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善を推進していく必要があります。

- 新学習指導要領において、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」が重視され、授業においては主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善が求められています。

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。

そして、社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるようにしなければなりません。
- こうした資質・能力を育成していくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが、すべての教員に求められています。カリキュラム・マネジメントを通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していくことが重要です。
- 新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することとされています。
- 児童・生徒の主体性や資質・能力を引き出し、学習の理解をより確かなものにするとともに、児童・生徒の理解力の向上を図るため、学校図書館機能の充実が求められています。
- さらに、学力向上のためには、子どもたちにすべての教科の基礎となる「文章を読み解く力」をつけることが重要であり、文章のしくみや意味を正しく理解するために必要な「読む力」を育成することが必要です。



## 重点事業 ) 確かな学力向上プロジェクト

□ 学力パワーアップ講師や家庭学習アドバイザーによる教員の授業力向上に加え、学力フォローアップ教室や本気でチャレンジ教室による児童・生徒の学力のつまずき防止を行うことで、一貫して安定した学びの環境を整えます。

・ **学力パワーアップ事業**

基礎・基本の学力定着と向上を図るため、小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。

・ **中学校スクラム・サポート事業**

全区立中学校の数学教員に対して専任の教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めます。また、各校に配置された家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた個別指導、家庭学習教材を作成することで、学習習慣の定着や意欲の向上を図ります。

・ **学力フォローアップ教室事業**

小学校3～6年生を対象に、放課後補習を実施し、小学校で習得すべき学力を小学生のうちに身に付けることで、中学校教育への円滑な接続を図ります。

・ **本気でチャレンジ教室**

中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、夏季休業期間を活用して、少人数指導の学習教室「本気でチャレンジ教室（夏季）」を実施します。また、冬季休業期間には、高校受験を控えた中学校3年生を対象とする「本気でチャレンジ教室（冬季）」を実施し、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現に向けてサポートしていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	拡充				推進

【教育指導課】



## 重点事業 ) 教科担任制の導入

- 小学校や義務教育学校の前期課程における特定の教科について、複数の学級で専門的に教える「教科担任制」を導入し、より深く分かりやすい授業を行います。

教員は、特定の教科の準備に多くの時間を充てることができるため、児童の意欲や関心を喚起させる工夫を充実させ、児童一人ひとりのつまずきやニーズにあった深い学びを実践します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検討	→	モデル実施	→	1校導入

【教育指導課】



## 重点事業 ) 魅力ある学校図書館づくり事業

- 児童・生徒が本をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図ります。

また、児童・生徒の読書力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせ活動や読書講演会を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	拡充	推進	→		

【教育指導課 中央図書館】

### 《推進事業》

- **言語活動の推進**【教育指導課】

基礎的な知識及び技能の定着だけではなく、学んだ知識や技能を活用する授業を実施し、調べ学習へつなげていくことを通して、思考力・判断力・表現力や問題解決能力を育成します。

- **学校図書館支援**【中央図書館】

学校図書館システムの運営により、学校図書の出借、返却、蔵書管理を支援します。また、区立小・中学校全校に配置された学校図書館指導員と連携し、学校図書館整備を

進め、学校図書館利用と授業支援、読書活動の推進を図るとともに、学校パックなどによる図書の提供等を行います。

《関連事業》

- ・ サブファミリーによる特色ある教育の推進（p.29）
- ・ 「小中一貫教育カリキュラム」の活用（p.30）
- ・ 自然体験活動の充実（p.40）
- ・ 検定料補助事業（p.52）
- ・ 英語が使える北区人事業（p.55）
- ・ 理科大好きプロジェクト（p.60）
- ・ 防災・安全教育の推進（p.61）
- ・ 新聞大好きプロジェクト（p.62）
- ・ 環境教育の推進（p.62）
- ・ キャリア教育の推進（p.62）
- ・ 子どもの読書活動の推進（p.80）



## 3 豊かな心を育む

### 【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

### 主なポイント

- 思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- 岩井学園や夏季施設での宿泊を伴う自然体験活動等、豊かな自然のなかで活動し、規則正しい集団生活を行うことを通して、他者と協働し、問題解決を図る経験をすることで、調和のとれた心身の発達を図るとともに、社会性や豊かな人間性の基礎を育成します。
- 子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

### 現状と課題

- 道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成するうえで重要な役割をもっています。
- 平成28年度（2016年度）から（中学校は平成29年度（2017年度）から）先行実施となった「特別の教科 道徳」は、各教育活動における道徳教育の要であり、各教育活動と道徳科とが、相互に関連し、その特質を捉えた学習を計画的、発展的に展開する必要があります。
- Society5.0 と呼ばれる時代を迎えようとしているなか、ICT教育の充実など、高度情報化社会を生き抜くために必要な情報活用能力の育成が重要性を増している一方、子どもが自然のなかで豊かな体験をすることで感性を豊かにする機会が限られており、そうした機会の創出が求められています。
- 「教育ビジョン2020」策定に関するアンケート調査の結果によると、公立学校の教育に求めるものとして「いじめの早期発見・早期対応ができる」が2番目に多く、多くの保護者がいじめへの迅速・適切な対応を求めています。
- いじめへの対応については、東京都北区いじめ防止基本方針に則り、学校いじめ対策

組織を中心にした体制を整え、保護者と連携を密に取りながら組織的に対応していくことが求められています。また、学校の教職員については、研修の充実をさらに図っていく必要があります。

- 道徳の授業でいじめを主題に扱うなど、いじめについて子どもたち自身が考え、子どもたち自身で解決を図っていくようにすることが重要です。
- あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えて取り組み、北区教育委員会の教育目標に掲げる「人間尊重の精神」を基調として、他者の立場に立って物事を考えることや思いやりのある豊かな人間性を育むことを目指していく必要があります。





## 重点事業 ) 人権教育の推進

- 各小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、L G B T等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) 道徳教育の推進

- 各小・中学校に置かれる道徳教育推進教師を対象に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施します。

また、各校で実施する道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ細かな指導・助言など、教育委員会事務局による専門的サポートを行うことにより、内容の充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	→			

【教育指導課】

### 《推進事業》

- **自然体験活動の充実**【学校支援課】

- ・ **岩井学園移動教室（小学校4年生）及び岩井学園自然体験教室（小学校5年生）**

自然の偉大さや美しさに出合ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感をゆとりある主体的で多様な活動を通して体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育みます。

- ・ **日光高原学園（小学校6年生）**

自然や歴史を体験的に楽しみながら、興味・関心を高めます。また、規律ある集団生活を通して健康の増進と協調性を高め、自主的に取り組むための実践力を養います。

- ・ **岩井臨海学園（中学校1年生）**

水辺の事故から身を守るための安全教育を行い「泳げなくても助かる・泳がなくても助ける方法がある」という知識や技術を習得するとともに、自然に親しみながら水

泳に対して苦手意識をもつ生徒の意識を変え、一人ひとりの安全への意識を高めま  
す。

□ **社会体験活動の推進【教育指導課】**

キャリア教育の視点を踏まえた職場体験や奉仕活動などを通して、児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度、主体的に社会の形成に参画し、発展に寄与する態度を養います。また、職場体験中央推進委員会を設置し、中学校における職場体験活動の充実・改善を図ります。

□ **いじめ防止の取組の徹底【教育指導課】**

「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。

また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。

□ **北区サポートチーム【教育指導課】**

区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。

□ **Q-Uの実施【教育指導課】**

区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、学級・学校生活への不適応やいじめなどの早期発見に努めます。

□ **いじめ相談ミニレター【教育総合相談センター】**

いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決に当たっていきます。

《関連事業》

- ・ スクールソーシャルワーカーの拡充（p.76）

## 4 健やかな体を育てる

### 【主な施策】

- (11) 体力の向上・健康の増進
- (12) 保健指導・食育の推進

### 主なポイント

- 子どもたちの体力向上を図るとともに、健康で安全な生活を営むための力の育成を図ります。

### 現状と課題

- 体力は、人間のあらゆる活動の源であり、病気やけがになりにくいだけでなく、意欲、気力、忍耐力などの精神面の充実にも深く関わっています。
- 現在、全国的に次世代を担う児童・生徒の体力が長期的に低下傾向にあるため、各学校においては、体力向上に向けた様々な取組を推進しています。  
平成25年度（2013年度）以降の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校5年生の体力合計点平均値が、全国平均値を上回るまでに向上しました。  
中学生は、全国平均値と比較すると依然として低い水準ではありますが、年々、向上しています。
- 今後も、身体活動・運動・スポーツを促進して、総合的に児童・生徒の体力・運動能力の向上に取り組むため、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を有効に活用し、児童・生徒の身体活動量の増加と運動習慣の定着や、行動変容を導き出す取組の充実が求められます。
- 児童・生徒が運動・スポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を実現していく力を身に付けるよう、学校における体育授業や運動部活動を充実させ、一人ひとりの基礎体力を向上させなければなりません。  
学校及び関係機関は、これまで推進してきた取組等に加え、児童・生徒が子どもらしい生き生きと活力のある生活を送ることができるよう、健康・体力を育成していく必要があります。
- 東京都教育委員会は、学習指導要領の改訂の機会を捉え、その趣旨を踏まえるとともに、現代的な課題にも対応できるよう、「性教育の手引き」を改訂しました。
- 学校における性教育は、性情報の氾濫や性的指向等への正しい理解など、性に関する様々な課題に対する適切な態度や行動の選択ができるように指導していく必要があります。



## 重点事業 ) (仮称) 東洋大学連携事業・体力の向上

□ 子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図るため、包括協定締結大学である東洋大学と連携した事業を展開します。

- ・ 投げる力の強化

運動の基本動作の一つである「走る」「跳ぶ」「投げる」のうち、体力調査結果から課題が見られる「投げる」力を伸ばします。

- ・ コーディネーショントレーニングの導入

体と脳や神経をつなげる神経回路を活性化させ、自分の意図で瞬時に体を動かすことができる能力を磨き、スポーツで求められる身体の動きや使い方を体得させます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検討	→	連携準備	計画	実施

【教育指導課】



## 重点事業 ) 長なわトライ

□ 長なわ基準回数達成に向けて、各学級で気持ちを一つにして、長なわに取り組むことにより、集中力や協調性を育みながら学級の一体感・団結力を高めるとともに、リズム感、瞬発力、持久力等の体力向上を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推進	→			

【教育指導課】

《推進事業》

- **体育・健康に関する指導の充実**【教育指導課】

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」により、児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析し、経年でその推移を調査することにより、一校一取組などの体力・運動能力等の向上に係る取組の成果と課題を検証し、その充実を図ります。

また、性教育については、学習指導要領に示された内容をすべての児童・生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解を得て必要な指導を行うなど、適切に実施します。

□ **連合体育行事活動の推進【教育指導課】**

連合体育行事を通して、児童・生徒の体力向上とスポーツに関する関心を深めるとともに、スポーツマンシップの育成を図ります。

- ・ 小学校  
連合陸上記録会
- ・ 中学校  
連合体育大会

□ **学校保健の充実【学校支援課】**

児童・生徒等の健康の保持増進、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮、自己や他者の健康の保持増進を図る能力を育成していきます。保健主任・養護教諭研修を実施し、保健の学習や保健指導等、学校保健の充実を図ります。

《関連事業》

- ・ 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト (p.80)



## 5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

### 【主な施策】

- (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進
- (15) 不登校児童・生徒への支援

### 主なポイント

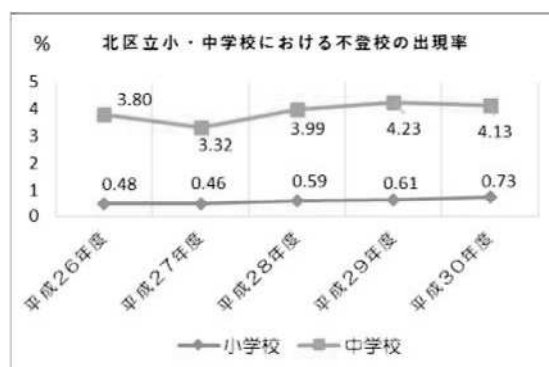
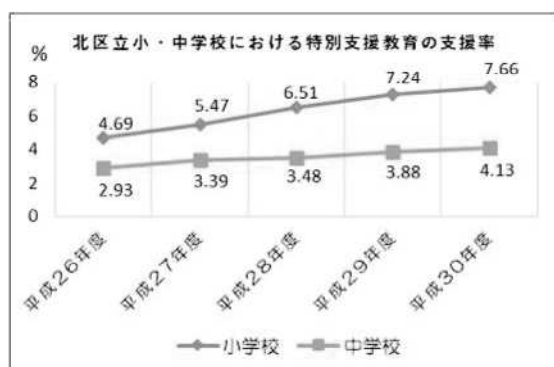
- インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するため、就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な教育的ニーズに応じた効果的な支援を行う柔軟なしくみを整えます。
- 特別支援教育を必要とする児童・生徒について、障害の特性や状態に応じた専門的な指導内容・指導方法の充実を図るため、研修や研究授業、巡回指導・専門家チームの学校への派遣等に取り組みます。
- 発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒が増加しているなかで、自閉症や情緒障害等の障害特性による学習上又は生活上の困難さについて、多様な学びの場の整備及び教員・保護者への理解啓発を進めていきます。
- 知的障害特別支援学級を設置している学校において実施する合同行事について、児童・生徒の能力・特性に応じ、計画的に実施し、学校のみならず広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。
- 不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して支援を行います。また、適応指導教室への通級を促し、社会的自立に向けた学習支援や居場所支援の充実を目指します。
- 日本語指導や学校生活指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行っていきます。

### 現状と課題

- すべての児童・生徒が共に学び合い、共に成長していくためには、あらゆる教育の場で、計画的・組織的に一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を行う等、多様化するニーズに対応するためのしくみづくりが求められています。
- 小・中学校における特別支援教育の指導や支援を受けている児童・生徒や不登校となる児童・生徒が増えているなか、多様化する教育的ニーズに対して、個々に応じたきめ細かな対応をしていくことが求められています。

そのため、教職員の専門性の向上や専門家チームの活用を含めた教育環境の整備を進め、障害種別に応じた指導体制の充実を図っていく必要があります。

- 発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒への指導において、自閉・情緒面等の課題により学習上又は生活上の困難を有するため、通常の学級での指導や特別支援教室での巡回指導では十分に学習活動をしていくことが難しい児童・生徒のために、自閉症・情緒障害特別支援学級を早期に整備する必要があります。
- 発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒の中には、通常学級において直面している困難な状況について、一見して分かりづらい場合があり、他者からの理解が得られないことがあります。そのため、教員や保護者に発達障害への理解を具体的に促していく必要があります。
- 9校の区立小学校と5校の区立中学校に知的障害特別支援学級を設置していますが、支援を必要とする児童・生徒の数が増えていることから、地域バランスを考慮した上で、知的障害特別支援学級を増やしていく必要があります。
- 知的障害特別支援学級を設置している学校において合同行事を実施し、他の設置校の児童・生徒との交流を図っていますが、知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の数や学級数が増加していることから、効果的な交流を進めるために合同行事のありかたについて検討していく必要があります。
- 不登校児童・生徒に対する教育の機会の確保や関係機関との組織的・計画的な支援の推進等を目指し、適応指導教室や学校内外における学びの場の確保と効果的な支援に取り組んでいく必要があります。
- 外国籍就学者数は、増加の一途をたどっており、なかには言葉の理解不足等から様々な課題が生じている場合があります。異文化理解を深め、日本語教育をはじめとした学習支援の充実を図る必要があります。







## 重点事業 ) 小・中学校特別支援学級の設置

- 一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。

また、今後の特別支援学級の設置に当たっては、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえ、検討を進めていきます。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	小学校固定学級の新設（知的障害1校、自閉症・情緒障害1校）	中学校固定学級の新設（知的障害1校、自閉症・情緒障害1校）	検討・推進	→	

【教育総合相談センター】



## 重点事業 ) 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

- 障害特性を踏まえた適切な把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検討・検証	全面実施	推進	→	

【教育総合相談センター】

### 《推進事業》

- **日本語適応指導教室**【学校支援課 教育指導課】

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。

- **特別支援学級における専門的な指導の充実**【教育総合相談センター】

区立小・中学校での授業公開及び研究授業、研修会等における実践報告や教材研究、

都立特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談や継続的な支援等を通して、知的障害や自閉症・情緒障害に関する専門的な指導内容や指導方法の充実を図ります。

□ **特別支援教育に係る理解啓発の推進【教育総合相談センター】**

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムを構築していくうえで、障害のある子ども一人ひとりの障害の特性や実態の把握とその教育について正しい理解を深めるため、教員の研修計画の整備や障害理解の啓発に関するガイドラインを作成し、教員一人ひとりに特別支援教育の理念や障害理解について啓発していきます。

また、教員のみならず保護者の理解も重要であることから、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育の取組についての理解啓発を進めていきます。

□ **特別支援学級の合同行事の推進【教育総合相談センター】**

児童・生徒の生活経験を豊かにし、相互の理解を深め、意欲的な学習態度や技能を高めるため、知的障害特別支援学級の合同行事を推進します。また、合同行事を通じて、広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。

□ **適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実【教育総合相談センター】**

適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）に通級している児童・生徒について、学習指導の内容や指導体制の充実を図り、在籍校への復帰を目指すとともに、自己表現力や社会性等を身に付けるための多様な自立活動を実施し、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。さらに、不登校やひきこもりの児童・生徒の居場所支援のありかたについて検討していきます。

《関連事業》

- ・ 確かな学力向上プロジェクト（p.34）
- ・ Q-Uの実施（p.41）
- ・ スクールソーシャルワーカーの拡充（p.76）

## 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

### 【主な施策】

- (16) 英語教育の充実
- (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進
- (18) 国際理解教育の推進

### 主なポイント

- グローバル社会をたくましく生き抜くために、コミュニケーション能力を重視した英語力を育みます。
- 英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなるよう、体験的で実践的な学習を行う場の充実を図ります。
- 日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育むため、地域の歴史、伝統・文化等について学び、理解を深めます。
- 児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力を育成します。日本人としてはもちろん、ふるさと北区を愛し、誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解を促進します。

### 現状と課題

- 児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようになるためには、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要です。

これまで作成してきた英語教育に関わる指導資料等の活用を図るとともに、令和2年度（2020年度）からの小学校の外国語の教科化に対応するため、外国語教育アドバイザーや指導主事等による学校訪問や教員研修等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導し、小学校における英語教育の充実を図る必要があります。

- 中学校の外国語（英語）科において少人数・習熟度別指導を推進するとともに、生徒一人ひとりの発話量を確保し、実際に英語を使用する活動を充実するなど、生徒一人ひとりの英語力の定着と伸長を図るための授業改善が求められています。
- 今後必要になる外国人とのコミュニケーションを充実させるためには、豊かな国際感覚の醸成とともに、日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養う必要があります。

- 世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できるよう、すべての児童・生徒が我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解をより深める必要があります。
- 東京国際フランス学園近隣の区立学校の幼児・児童・生徒が、スポーツや文化交流などを通じ、異なる文化への興味・関心を高めるとともに、国際交流の推進を図っています。
- 東京都のオリンピック・パラリンピック教育アワード校として、ナショナルトレーニングセンターが近接する稲付中サブファミリーに属する学校が、区のオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、すべての区立学校においても、オリンピック・パラリンピック教育を推進する独自の取組を実施しています。



## 重点事業 ) 検定料補助事業

- 児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時まで達成が求められる国語・数学・英語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	拡充	推進	→		

【教育指導課】



## 重点事業 ) 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

□ 北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域への誇りと愛着の心を育みます。

また、芥川龍之介やドナルド・キーン氏をはじめ、北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和5年（2023年）に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。



渋沢栄一翁肖像  
(国立国会図書館所蔵)



ドナルド・キーン氏



芥川龍之介肖像  
(国立国会図書館所蔵)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推進				→
(内訳) 副読本の 作成・活用	検討	開始	推進		→
ドナルド・キーンコレクションコーナー	推進				→
(参考) (仮称)芥川龍之介記念館の整備	基本・実施設計	整備	完成		

【教育指導課 生涯学習・学校地域連携課 中央図書館】



### 重点事業 ) イングリッシュ・サマーキャンプ

□ すべての北区立中学校の生徒が、外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。

また、サマーキャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を発展させるなど、国際理解教育の充実を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	拡充	推進	→		

【学校支援課】



### 重点事業 ) 中学校生徒海外交流事業

□ アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市にあるセブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。

また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、論理的な思考力など、グローバル社会でたくましく生きる力を育成します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	推進	→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進

□ 2024オリンピック・パラリンピック競技大会が、パリ市で開催されることから、滝野川紅葉中サブファミリーと東京国際フランス学園との連携強化を図ります。

また、東京国際フランス学園との交流をより一層発展させることで、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築

□ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会閉幕後も、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えながら、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき資質を育むためにオリンピック・パラリンピック教育を継続します。

子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。

また、ハンガリー国競技団体が、北区の施設において、「オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	→			

【教育指導課】

### 《推進事業》

#### □ 英語が使える北区人事業【教育指導課】

小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育の推進を図ります。



また、高い専門性を有する外国語教育アドバイザーによるチームを編成し、全小・中学校の巡回を通して指導・助言を行うほか、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を目指します。

□ **国際理解教育の推進【教育指導課】**

刻々と変動する国際社会に生きる日本人を育成するため、自国及び世界の伝統・文化の理解を促進し、世界的な問題や課題を身近なものとし、それらを積極的に解決しようとする能力や態度を育成します。

《関連事業》

- ・ 文化財を活用したふるさと学習事業（p.89）



## 7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

### 【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

### 主なポイント

- 家庭と連携・協力し、自然災害の発生時に自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、自ら安全・安心な地域づくりに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- 児童・生徒の科学に関する資質・能力を高めるため、科学に高い興味・関心を示し、理数好きな児童・生徒の育成を図ります。
- 児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動である「プログラミング教育」を推進し、情報活用能力の育成を図ります。
- ICTの活用により、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。
- SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実に図ります。

### 現状と課題

- 近年、これまでの常識を超える未曾有の自然災害が身近に発生し、災害に対する知識のみならず、自らの判断で安全を確保する資質や能力の育成が必要とされています。
- 北区基礎・基本の定着度調査においては、これまで小・中学校ともに理科における定着度に課題があることが分かっています。そのため、北区立学校においては、実験・観察等の充実に図り、問題解決の学習過程を重視することで、理科好きの児童・生徒の育成を図ってきました。今後は、児童・生徒の科学に関する興味・関心を高め、科学技術を正しく理解し、それを社会生活によりよく生かす人材の育成が求められています。
- 新学習指導要領は、「何を学ぶか」に加えて「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」について記述しています。「どのように学ぶか」にはICTの活用も含まれており、視聴覚教材、コンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、児童・生徒の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実に図

るようにする必要があります。

- 新学習指導要領において、情報活用能力の育成のため新聞などの活用を図るとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育の充実を図ることが求められています。
- 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
- 区立学校において、校長の経営ビジョンにSDGs主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等を明確に位置付け、持続可能で質の高い教育の実現を目指し、日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を図る必要があります。



## 重点事業 ) 理科大好きプロジェクト

□ 子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。

また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。

- ・ **科学・環境スクール**

小学生を対象に、科学的研究や環境問題をテーマにした実験や体験ができる教室を実施します。

- ・ **サイエンスラボ**

中学生を対象に、身近なものを手がかりとして、生物、化学、環境、ロボットなど様々なテーマを対象とした教室を実施します。

- ・ **理科実験支援事業**

大学講師が各小・中学校に出向き、観察・実験等の理科授業を支援します。

- ・ **理科支援員の配置**

理科支援員を区立小・中学校の全校に配置し、理科の観察や実験活動等における教員の支援等を行い、理科教育の活性化及び指導の充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	—————→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) ICT教育の充実

□ 高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICTを活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。学習への興味・関心を高めながら、主体的・対話的で深い学びを実現し、一人ひとりの児童・生徒の能力や特性に応じた「個別学習」や、児童・生徒が教え合い学び合う「協働学習」を推進します。

また、大学と連携・協働し、小中一貫プログラミング教育の授業カリキュラムの開発やプログラミング体験教室の拡充を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進	—————→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) S D G s の達成に向けた教育の充実

- S D G s 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、S D G s の考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、S D G s に関する教育活動の充実を図ります。

「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推 進				

【教育指導課】



## 重点事業 ) 特色ある教育活動支援事業

- 谷村教育基金活用事業を後継し、各区立学校における独自の教育活動や文化・芸術活動を支援し、子どもたちの豊かな感性や、将来、社会の一員として、協働してものごとに取り組む姿勢を育みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検 討	開 始	推 進		

【教育政策課 学校支援課】

### 《推進事業》

- **防災・安全教育の推進**【教育政策課 教育指導課】

家庭と連携・協力し、「東京マイ・タイムライン」の作成等を通して、児童・生徒が自然災害の発生に伴う危険を理解し、自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、安全で安心な地域づくりに進んで貢献できる資質や能力を育てます。

また、学校防災マニュアルを改訂するなど、学校における防災対応について見直しを図るとともに、教員研修等を通じて、教職員に対し周知・徹底を図っていきます。

- **海洋教育の推進**【教育指導課】

お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターの協力を得て、SDGsで掲げる「14 海の豊かさを守ろう」も見据えながら、海に対する関心や、海の環境保全に主体的に関わろうとする態度を育成します。

□ **情報教育の推進【教育指導課】**

各小・中学校の情報教育担当教員を対象に、各校で情報化の推進に当たるリーダーとしての知識等を高めるための連絡会を開催し、情報教育の充実を図ります。

また、夏季休業期間中にICT活用研修を行い、教員のICT活用能力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。

□ **新聞大好きプロジェクト【教育指導課】**

新聞に親しみ、社会の出来事やしぐみに興味をもたせるとともに、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、NIE教育として新聞を活用した授業を行うことで、情報活用能力の育成も図ります。

□ **環境教育の推進【教育指導課】**

各教科や総合的な学習の時間等における環境についての学習を通して、環境や環境問題に関心・知識をもち、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動を自主的にとることができる児童・生徒を育成します。

□ **キャリア教育の推進【教育指導課】**

子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。

《関連事業》

- ・ 魅力ある学校図書館づくり事業（p.35）
- ・ 学校図書館支援（p.35）
- ・ 自然体験活動の充実（p.40）
- ・ 社会体験活動の推進（p.41）





## 8 学校の教育力・経営力を高める

### 【主な施策】

- (24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶
- (25) 教員の指導環境の充実
- (26) 学校の経営力の強化

### 主なポイント

- 児童・生徒の多様なニーズや時代の要請に応えることのできる教員の指導力向上を図ります。
- 教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。
- 保護者や地域が学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民が協働した社会に開かれた教育課程による特色ある学校づくりを進めます。
- 学校評議員等による学校評価の充実を通して、学校の経営力強化を図ります。

### 現状と課題

- 社会状況や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善を図るとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年（2008年）10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年（2015年）2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。
- 東京都教育委員会は、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（平成27年（2015年）10月）」を策定しました。

教員は、この指標に基づき、自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努めることとされました。
- 日々の教育活動の推進とともに多様な教育課題の対応が求められる昨今、学校、そして教員一人ひとりに求められる役割と期待はますます大きくなり、それが教員の長時間勤務につながっていると考えられます。

平成25年（2013年）に経済協力開発機構（OECD）が実施した国際教員指導環境調査によれば、日本の教員の長時間勤務は、OECD加盟国のなかで最長となっています。
- 平成30年（2018年）9月に文部科学省から公表された教員勤務実態調査の確定

値では、10年前に比べいずれの職種でも学内勤務時間が増加し、1週間当たりの学内総勤務時間が60時間を超えている教員が、多数いることが明らかとなりました。このような教員の長時間勤務により、教員の健康や日々の教育活動への影響、さらには教員志願者の減少などが懸念されています。

- 社会の変化が予測を超えて進展する今日的状況のなかで、次代を担う子どもたちを育成していくためには、新しい学習指導要領及び幼稚園教育要領等に基づき、学校教育を力強く推進していくことが何より重要であり、それを支える教員の長時間勤務の解消が、大きな課題となっています。
- 団塊の世代の大量退職により、経験の浅い若手教員が増えることで教育の質の低下も懸念されています。働き方改革を進めると同時に、これからの北区の教育を担う教員の資質・能力の向上に努める必要があります。
- 教員の人事に関することについては、一義的には東京都の責任において管理運営されていることから、教員の人事及び勤労条件等の改善について、積極的に国や東京都に働きかけていく必要があります。
- 区立中学校の部活動について、学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動のより一層の充実を推進するため「北区立中学校部活動方針」を策定しました。
- 国は、部活動指導が中学校教員の長時間勤務の主因と考えており、部活動指導員の配置などについて提唱しています。
- 学校において、児童・生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化しており、専門家による法的助言が必要な事例も散見されます。
- 将来の情報化社会に向けて、学校と保護者・地域社会が一体となり、学校の教育目標を共有し、共に児童・生徒の育成に向けて協働することが必要となってきています。  
社会に開かれた教育課程による学校づくりをすすめていくためには、保護者・地域の意見を学校経営に生かす学校評議員等による学校評価を引き続き推進するほか、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールの拡大を図ることが必要です。



## 重点事業 ) 教員の質を高める方策についての検討

- これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、又はその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点をもった教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	検 討	→			

【教育指導課】



## 重点事業 ) 教育先進都市を支える学校働き方改革

- 平成31年（2019年）3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。

- ・ **勤務時間の把握**

教員の出退勤時刻等を適正に把握するため、全校にタイムレコーダーを導入します。

- ・ **メッセージ機能付き電話の導入**

勤務時間終了後の電話応対に要する時間を縮減するため、メッセージ機能付き電話を導入します。

- ・ **校務支援システムの推進**

平成30年度（2018年度）から新たに導入した校務支援システムの活用により、情報の共有化を図るとともに、成績処理や通知表・指導要録の作成について、さらなる効率化を図ります。

- ・ **学校徴収金の公会計化**

学校徴収金（給食費、教材費等）を区の予算に組み入れ、その徴収、支出、管理に係る事務を区に集約し、当該業務を行う専任職員の配置や債権管理部門との連携、督促業務の外部委託を通じて、業務の効率化を図ります。

- ・ **教員事務補助員の配置**

調査や学校運営等に係る事務作業等により、とりわけ負担感の強い副校長の事務を軽減し、教職員の育成や授業指導等に必要な時間を確保します。

- ・ **部活動指導員の配置**

現在配置している部活動外部指導員とあわせて、中学校の部活動指導員を全中学校に配置し、中学校の教員の負担軽減を図ります。

・ **学校法律相談制度の導入**

学校が直面する法的判断を要する課題について、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校に対して必要な助言を行い、学校の対応力向上を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	拡充	推進	→		
(内訳) 勤務時間の把握	推進	→			
メッセージ機能付き電話の導入	全小・中学校導入	推進	→		
校務支援システムの推進	推進	→			
学校徴収金の公会計化	検討	→			
教員事務補助員の配置	全小学校に1名配置	全中学校に1名配置	推進	→	
部活動指導員の配置	全中学校に1名配置	推進	→		
学校法律相談制度の導入	導入	推進	→		

【教育政策課 学校支援課 教育指導課】

《推進事業》

□ **指導力向上を目指した各種研修の充実**【教育指導課】

子どもたちの可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導ができるようにするとともに、新学習指導要領や授業改善に資する新たな指導方法の習得や、様々な教育課題に対処できる知識を効果的に学べるよう、計画的に各種研修を実施します。

□ **教育アドバイザーの活用**【教育指導課】

数学・理科・外国語について高い専門性を有する教育アドバイザーが、小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業に関する指導・助言をすることにより、教員の授業力の向上を図ります。

□ **コミュニティ・スクールの推進【教育指導課】**

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置して、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。

□ **学校評議員等による学校評価制度【教育指導課】**

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された学校評議員が、「各学校の教職員が行う自己評価」の結果について評価する学校関係者評価を、着実に実施します。

教職員、保護者、地域住民等が学校の現状や課題を共有し、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営を改善することで、教育水準の向上を図ります。

《関連事業》

- ・ 魅力ある学校図書館づくり事業（p.35）
- ・ 学校図書館支援（p.35）



## 9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

### 【主な施策】

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

### 主なポイント

- 学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築又はリノベーション事業を実施します。
- 安全・安心で快適な施設環境を維持するため、適切な維持・保全を確実に実施します。
- 今後の児童・生徒の人口推計等を踏まえ、学校の施設整備をはじめとする、将来の人口を見通した施策を展開していきます。
- 東京都北区学校適正配置計画に基づき、小学校の適正配置を推進します。今後は、令和3年（2021年）4月の荒川小学校・十条台小学校の円滑な統合新校開設に向けて協議を進めます。

### 現状と課題

- 区立小・中学校は、現在、改築校を除く既存校の約8割が建築後50年を超えていることから、経年による老朽化の問題を抱えており、今後、施設を更新する時期が一斉にピークを迎えます。
- 社会経済情勢の急激な変化を受け、建築生産はスクラップアンドビルドから既存ストック活用へと大きく変化しており、学校施設においても既存ストックの有効利用が求められています。
- 学校施設設備等の整備については、トイレの洋式化や普通教室・特別教室への空調機の設置など、時代の要請にあわせて適宜整備を行ってきました。
- 新学習指導要領等との整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備に対応する必要があります。
- 北区の児童・生徒の人口推計は、将来的には減少が見込まれていますが、今後15年程度は増加傾向にあります。当面の増加傾向も含め、児童・生徒数の人口推計について、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行う必要があります。
- 区全体の児童数は増加傾向にある一方、地域によっては適正な学校の規模を確保することが難しい状況にあることから、今後も、地域開発や児童数の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。



## 重点事業 ) 学校の改築

- 「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、  
順次計画的に改築に取り組みます。



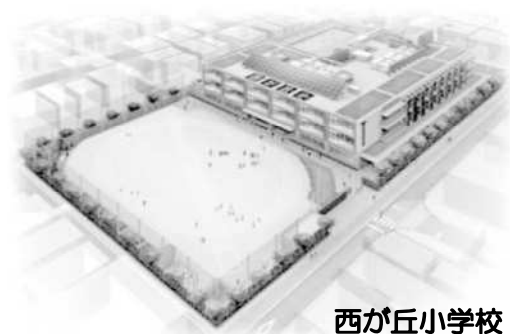
稲付中学校  
(平成31年4月1日開設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浮間中	開設				
王子第一小	新築工事	新築工事 ・開設			
西が丘小	新築工事	新築工事	新築工事 ・開設		
(仮称)都の 北学園	設計・ 新築工事	新築工事	新築工事	新築工事	開校
学校4校	設計着手	設計	設計・ 解体工事	新築工事	新築工事
			設計着手	設計	新築工事
				設計着手	設計
					設計着手

【学校改築施設管理課】



王子第一小学校



西が丘小学校





## 重点事業 ) 学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進

- 学校施設のさらなる長寿命化を図るとともに、教育環境を充実するため、リノベーション事業を計画的に実施します。



飛鳥中学校  
(リノベーションモデル事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
リノベーション（長寿命化改修）事業					
飛鳥中	モデル事業 実施	モデル事業 実施・完成			
学校5校	設計	工事	工事	工事・完成	
		設計	工事	工事	工事・完成
			設計	工事	工事
				設計	工事
					設計
校庭整備					
学校5校	整備・完成				
		整備・完成			
			整備・完成		
				整備・完成	
					整備・完成

【学校改築施設管理課】



## 重点事業 ) 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

- 当面の間、児童・生徒数の人口推計が増加傾向にあるため、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行います。

また、分析の結果等に基づき、普通教室等の確保策を検討・実施します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	検討・推進	—————→			

【教育政策課 学校改築施設管理課 学校支援課 学校適正配置担当】

### 《推進事業》

- **学校施設設備等の整備**【学校改築施設管理課】

トイレの洋式化や、特別教室・体育館への空調機設置等、時代の要請にあわせて、適宜、学校施設設備等の整備について推進していきます。

- **小学校の適正配置の推進**【学校適正配置担当】

東京都北区学校適正配置計画に基づき、令和 3 年（2021 年）4 月の荒川小学校・十条台小学校の円滑な統合新校開設に向けた協議を行います。

今後、小学校の適正配置については、就学前児童を含めた児童数の動向や、地域の実情を見据え、最終的にはすべての学校において適正規模を確保できるよう、保護者や地域の理解を得ながら推進していきます。

## 10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

### 【主な施策】

- (30) 学びのセーフティネットづくり
- (31) 教育相談体制の強化
- (32) 子どもの居場所づくり
- (33) 高校・大学との連携
- (34) 企業・NPO等との連携

### 主なポイント

- 生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体と連携した多岐にわたる支援を行います。
- 児童・生徒が抱えるいじめ・不登校等の課題、親子関係や貧困等の家庭環境を原因とする課題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や社会資源との連携を図り、課題解決に向けて相談等の支援を行います。
- 子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。

### 現状と課題

- 生活困窮・ひとり親世帯等の学習支援事業について、受講希望者が漏れなく受講できる環境・会場を整備する必要があります。
- 児童・生徒が抱えるいじめや不登校、友達関係、家庭内の課題等の様々な悩みは複雑化・困難化し、スクールソーシャルワーカーへの相談が増えるとともに、スクールソーシャルワーカーによる支援などの活動件数も増えています。  
そのため、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携をさらに深め、効果的・効率的な支援を行う必要があります。
- 子ども食堂や学習支援事業の充実を図り、地域の中の子どもの居場所を確保するとともに、支援団体のネットワーク化を推進し、地域全体で子どもを見守ることが重要です。
- 乳幼児親子の居場所機能と中高生世代の居場所機能を整備し、地域における子育て拠点として、利用者と地域をつなぎ、連携を図ることが必要です。
- 北区の教育のさらなる充実・発展を図るため、高校、大学等の擁する人的、知的、物的資源を活用し、教育課題の解決を目指すなど、高校、大学等との連携を推進していく必要があります。

	H28	H30	増減数	増減 (%)
電話やメールなどによるSSWへの相談	3,535	3,830	295	8%
学校面接、家庭面接等	228	178	-50	-22%
学校訪問、家庭訪問等	1,106	1,349	243	22%
SSWの活動件数	4,869	5,357	488	10%

スクールソーシャルワーカーの活動件数の比較



## 重点事業 ) 生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む対象世帯について、区長部局と連携し、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談など、実施教室数や定員の拡大を図りながら、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	拡充	→		推進	→

【子ども未来課】



## 重点事業 ) スクールソーシャルワーカーの拡充

- 児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーが、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を一層推進し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っていきます。

また、学校や地域の状況等を勘案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	拡充	→	推進	→	

【教育総合相談センター】

### 《推進事業》

- **学校給食費保護者負担軽減事業**【学校支援課】

区内に住所を有し、区立小・中学校に通う2人以上の子どもをもつ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額を、第3子以降に係る給食費については全額を補助します。

- **子どもセンター・ティーンズセンターへの移行**【子ども未来課】

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと、中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備します。子どもセンターでは、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図ります。また、ティーンズセンターでは、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能

の充実を図ります。

□ **子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業【子ども未来課】**

家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業運営の支援を行います。

また、団体の立ち上げに関する相談や支援、団体のネットワーク化のためにコーディネーターを配置（北区社会福祉協議会へ事業委託）し、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。

□ **放課後子ども総合プランの充実【子どもわくわく課】**

「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的に行い、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。

放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動を通して大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。

□ **教育実践演習【教育指導課】**

教職に就くことを予定している大学4年生や大学院生を対象に、大学との連携により、学校における実習を5日間実施し、教員として必要な実践的指導力を育成する教職実践演習を実施します。

□ **往還型教育実習【教育指導課】**

教師としての実践的指導力と高度の専門性を兼ね備えた小学校教員を養成するため、大学との連携により、大学4年次の教育実習に向けて、1年次から4年次を通じて学校教育現場を体験する往還型教育実習を実施します。

□ **大学図書館との連携【中央図書館】**

北区の図書館で提供が困難な専門性の高い資料などについて、協力関係にある大学図書館において閲覧、貸出等が受けられるようにすることで、区民の研究活動を支援します。

《関連事業》

- ・ （仮称）東洋大学連携事業・体力の向上（p.43）
- ・ 英語が使える北区人事業（p.55）
- ・ 理科大好きプロジェクト（p.60）
- ・ 海洋教育の推進（p.61）
- ・ 新聞大好きプロジェクト（p.62）
- ・ キャリア教育の推進（p.62）

## 1 1 家庭の教育力の向上を支援する

### 【主な施策】

- (35) 子どもの読書活動の充実
- (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実
- (37) 保護者への支援

### 主なポイント

- 区民との協働による図書館づくりを進めることにより、学校図書館や地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進します。
- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援するため、小・中学校の母親・父親のニーズに応じた講座の充実を図ります。
- 地域における子育て支援の輪を広げるため、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
- 乳幼児期からの子どもの教育について啓発を行うなど、家庭教育に関する支援を充実させます。
- 子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- 生活のなかに多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事に関する相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。

### 現状と課題

- 少子化や核家族化により家庭と地域のつながりに希薄化の傾向がみられること等から、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加しています。
- 生活習慣や学習習慣などの形成を図るうえで、家庭の教育力は重要な役割を担うものの、近年、家庭の教育力が低下しつつある現状があります。
- 子育て関連の情報提供においては、新しい媒体を含め、インターネットやスマートフォンを用いて、情報提供を進めていくことが必要です。
- 平成30年度（2018年度）北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書によると、男女で家事・育児に費やす時間に大きな違いがみられるため、男女が共に担う子育てに向けた施策を充実させるとともに、子どもが固定的性別役割分担にとらわれないようなキャリア教育を進める必要があります。

- 価値観、家族のありかた、ライフスタイルなどの多様化を背景に、P T Aに求められる役割も変化し、また、P T A活動に従事できない保護者も増えてきています。就労等で多忙な保護者の実態を踏まえ、保護者がP T A活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
- 国の調査によると、子どもの読書週間について、読書時間・読書冊数ともに、学年があがるにつれて減少傾向にあります。乳幼児から生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、年齢や発達段階に応じた継続的な取組が求められています。
- ひとり親家庭の保護者については、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応した就労支援、生活支援を推進する必要があります。





## 重点事業 ) 家庭教育学級等の充実

- 家庭における豊かな心を育てるための家庭教育のありかたや、子育て世代の悩みや不安を解消するための講座を開催し、家庭における教育力の向上を支援します。

基本的な生活習慣の形成、家庭学習の定着、親子のきずなづくりを図るとともに、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育む支援を行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	推 進	—————▶			

【生涯学習・学校地域連携課】

### 《推進事業》

- **子どもの読書活動の推進【中央図書館】**

子ども読書活動推進計画に基づき、乳児健診時に絵本を読み聞かせて配布する「ブックスタート」をはじめ、「おはなし会」の開催や「ブックスタートフォローアップ」、「3歳児絵本プレゼント」を実施するなど、年齢や発達段階に応じて、子どもの読書活動を支援します。

- **早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト【教育政策課】**

「早寝・早起き・朝ごはん」の推進に向けて、生活習慣チェックシート（生活リズムおじゃま妖怪～退治日記～）を活用し、家族で楽しみながら生活習慣の形成を図ります。

- **子育て情報支援サービスの充実【中央図書館】**

中央図書館内の子育て情報支援室において、赤ちゃん絵本、木のおもちゃ、布の絵本などを揃えて、赤ちゃんと保護者が気兼ねなく過ごせる環境を提供するほか、子育て情報、子育て関連イベント等の情報提供を行います。

また、保護者向け読み聞かせ講座や読書講演会を開催し、保護者への啓発に努めていきます。

- **P T A 活動支援【生涯学習・学校地域連携課】**

区立の幼稚園・認定こども園、小・中学校の P T A 連合会と共催して、P T A 会員を対象に P T A 活動の諸課題や運営のありかた等をテーマにした研修会を開催するなど、自主性を尊重しながら支援していきます。

- **子育て支援情報の提供【子ども未来課】**

北区公式ホームページの「子育て応援サイト」、スマートフォンアプリ「きたハピモバイル」の電子媒体の活用や、主に出産前から就学前までのお子さんを育てる家庭向け

の「北区子育てガイドブック・北区子育てマップ」等の発行など、出産前から切れ目のない子育て支援情報の提供を図ります。

□ **みんなで育児応援プロジェクト【子ども未来課】**

地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。

□ **ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）【子ども未来課】**

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事に関する相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行います。

カウンセラーの資格等を有する者のほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するための、ファイナンシャルプランナーや弁護士などを相談員として配置し、相談支援、情報提供の充実を図ります。

《関連事業》

- ・ 魅力ある学校図書館づくり事業（p. 35）
- ・ 学校図書館支援（p. 35）



## 1 2 地域の教育力の向上を支援する

### 【主な施策】

- (38) 地域との協働
- (39) 青少年教育の振興
- (40) 社会教育活動の支援

### 主なポイント

- 地域のスポーツ・文化活動等の拠点となる学校施設の利用促進や環境整備を推進します。
- 学校と地域の連携・協働による取組のなかで、区民の生涯学習の推進や、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するよう、環境整備を図ります。
- 次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長ができるよう、地域と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。
- 区民の社会教育活動を支援します。

### 現状と課題

- 地域における活動支援の場として、学校教育法等により社会教育のために学校施設を利用できるようにすることが求められています。また、地域のスポーツ・文化活動等の拠点として学校施設の利用について一定のニーズがあります。
- 学校施設の地域開放に当たっては、貸出しのしくみや施設管理の方法等について、改善していく必要があります。
- 学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、教育情報について、家庭や地域へ発信していく必要があります。
- 地域におけるつながりの希薄化などが進むなか、地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民がもっている技術や経験を活かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要があります。
- 地域住民と学校が連携・協働し、地域全体での教育を実現することにより、子どもたちの成長を支え、見守る活動が求められています。
- 青少年をめぐる社会環境や地域情勢の変化に合わせた青少年の健全な育成が求められています。家庭、地域、学校を繋げるコーディネーターとして活動し、子どもたちの健全育成を支える青少年委員や青少年地区委員の役割がますます重要になっています。



## 重点事業 ) 学校施設の地域開放

- 区立小・中学校の体育館・教室・校庭などについて貸出しを行います。より利用しやすいしくみづくりに向けて、申込方法や周知等について検討を進めていきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	モデル実施 ・検証	→	一部実施・ 継続検証	→	→

【生涯学習・学校地域連携課】

### 《推進事業》

- **教育広報紙「くおん」の発行**【教育政策課】

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を定期発行します。

- **学校公開講座**【生涯学習・学校地域連携課】

区民の学習意欲とニーズに応えるため、学校が主体的に自校の人材や施設設備を活用し、公開講座を実施することで、地域に開かれた学校づくりと区民の生涯学習を推進していきます。

- **学校支援ボランティア活動推進事業**【生涯学習・学校地域連携課】

子どもの教育とボランティア活動に理解と熱意をもつ区民や団体と学校が連携・連動して、未来を担う子どもたちへの教育活動の支援や成長を支えていく活動を推進します。

また、学校のニーズに基づき、子どもの学びを支える地域のボランティアと学校をつなぐスクールコーディネーター活動を支援します。

- **青少年委員活動の充実**【生涯学習・学校地域連携課】

教育委員会が委嘱した委員が、青少年の余暇指導と団体育成の職務にあたるとともに、青少年委員としての活動と委員相互の連携を図るために青少年委員会を設置し、青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業を実施することで、青少年教育の振興を図ります。

- **青少年地区委員会活動推進事業**【生涯学習・学校地域連携課】

区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの青少年地区委員会が取り組む活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。

□ **生涯学習講座支援事業【生涯学習・学校地域連携課】**

区民の団体が自主的に行う学習会・研修会で、広く地域に参加を呼びかけて行う事業の経費（講師謝礼金）の一部を補助し、区民の社会教育活動の振興と生涯学習機会の拡充を図ります。

《関連事業》

- ・ サブファミリーによる特色ある教育の推進（p.29）
- ・ コミュニティ・スクールの推進（p.68）
- ・ 学校評議員等による学校評価制度（p.68）
- ・ 生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業（p.76）
- ・ 放課後子ども総合プランの充実（p.77）





## 1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

### 【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

### 主なポイント

- 区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進します。
- 図書館の利便性の向上に努めるとともに、区民との協働による図書館づくりを進めます。

### 現状と課題

- 超高齢社会が到来するなか、すべての人が生涯を通じ、自ら設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるよう、多様な学習機会が望まれています。区民の学習成果を活用する場の拡充や、学習成果を活かしあうしくみづくりが、より一層求められています。
- 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が、令和元年（2019年）6月に施行されました。同法の趣旨を踏まえ、読書環境の整備の充実に向けた検討が求められています。
- 平成17年（2005年）に「区民とともに歩む図書館委員会」を設置し、様々な視点で検討を重ねながら、区民と協働した図書館づくりを進めてきました。



## 重点事業 ) 地域活躍ステップアップ事業

- 区長部局とも連携し、「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、文化センターで学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元していくしくみをつくります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	検討・準備	実施	→	推進	→

【生涯学習・学校地域連携課】

### 《推進事業》

- **生涯にわたる多様な学習機会の提供**【生涯学習・学校地域連携課】  
「区民大学」、「あすか大学」、「ことぶき大学」など、多様な学習機会を提供することで、生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します。
- **図書館利用におけるバリアフリーの推進**【中央図書館】  
障害者、高齢者等を対象に、配送サービス、施設等での読み聞かせやリサイクル本の提供を行い、来館が困難な方にも読書を楽しめる環境の整備を行います。  
読書に困難を伴う方に対する音訳、点訳、大活字本、館内閲覧用パソコン、拡大読書器の提供のほか、電子図書の導入についても検討していきます。
- **区民との協働による図書館づくり**【中央図書館】  
「区民とともに歩む図書館委員会」の運営や「北区図書館活動区民の会」との協働を通して、区民との協働による図書館づくりを推進します。

### 《関連事業》

- ・ 子どもの読書活動の推進 (p.80)
- ・ 学校施設の地域開放 (p.83)
- ・ 学校公開講座 (p.83)
- ・ 生涯学習講座支援事業 (p.84)
- ・ 文化財を活用したふるさと学習事業 (p.89)
- ・ 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 (p.89)



## 1 4 文化・芸術活動を振興する

### 【主な施策】

- (44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
- (45) 文化財の保護・活用と保存・継承
- (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

### 主なポイント

- 幼少期から北区の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ心を育てます。
- 北区の歴史、自然、文化などに関する展示や調査研究を行う地域の郷土博物館である飛鳥山博物館の利用促進を図ります。
- 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、次世代に継承していきます。
- 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- 子どもたちの活躍を顕彰し、北区の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。
- 子どもたちが文化芸術活動にふれあい、体験できるような機会を作ります。

### 現状と課題

- 核家族化等の進展や地域の担い手の減少により、子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少なくなりつつある現状があります。
- 飛鳥山博物館は、開館以来生涯学習の拠点として来館者が順調に増えてきたものの、ここ数年の利用は、横ばい傾向にあります。
- 北区指定無形民俗文化財の王子田楽や稲付の餅つき唄など、北区には伝統芸能が多くありますが、北区指定無形民俗文化財については、継承者の育成等が喫緊の課題となっています。
- 国史跡中里貝塚について、指定地外に広がる中里貝塚をどのように保存し、活用するのかを検討する必要があります。
- 子どもたちの文化・スポーツ活動の振興や健全育成のために、模範となる成績を収めた子どもを広く称え、顕彰しています。



## 重点事業 ) 「史跡のまち・北区」のPR

- 桐ヶ丘遺跡、十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や中里貝塚など、北区に多く存在する史跡について、AR（拡張現実）等を整備します。

現地で史跡に関する画像や説明に触れながら史跡を実感できるよう工夫を施すなど、広く「史跡のまち・北区」のPRを推進していきます。

また、貝層を保存するため地下に埋もれた状態で暫定整備している中里貝塚については、「史跡中里貝塚保存活用計画」に基づき整備基本計画を策定し、史跡広場の整備など環境の整備を進めていきます。



中里貝塚史跡広場標柱

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	推進	→			
(内訳) 史跡広場の整備	計画策定	設計	整備・完成	実施	→
史跡の活用	検討	→	準備	実施・普及啓発の検討	普及啓発の検討

【飛鳥山博物館】

### 《推進事業》

- **文化財を活用したふるさと学習事業**【飛鳥山博物館】

区指定文化財である茅葺屋根の古民家を保存活用する「北区ふるさと農家体験館」において、区民との協働により、地域に伝わる年中行事や工作教室を実施するなど、様々な体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習を推進していきます。

- **飛鳥山博物館の講座・企画展の充実**【飛鳥山博物館】

区内に多数ある有形無形の歴史的文化遺産を活用し、北区ならではの歴史、文化、自然の魅力を発信する企画展や、区内の各所にある文化財巡り、身近な地域の歴史を訪ねる講座の充実を図ります。

- **北区の部屋事業**【中央図書館】

「北区の部屋」を中央図書館に設置し、北区に関する図書資料、古写真、古地図、古文書、映像資料等の収集・保存・公開とともに、北区に関する刊行物の出版、歴史に関する講座の開催などの情報発信を行います。

また、地域資料専門員を「北区の部屋」に配置し、北区に関する学びを支援します。

□ **伝統芸能の継承者の育成支援【飛鳥山博物館】**

無形民俗文化財の保存継承については、補助金の交付等、引き続き支援を行うとともに、芸態を含めた芸能・習俗の保存や継承の方法について、伝承者、学識経験者、保持団体等を含めた検討を行います。

地域に伝承されてきた伝統芸能が失われないよう、継承者の育成のための支援体制づくりを進めます。

□ **北区文化振興財団との連携【生涯学習・学校地域連携課】**

北区文化振興財団による「子ども文化教室」や「スクールコンサート」、「輝く☆未来の星コンサート」等、子どもの頃から文化・芸術を鑑賞・体験する事業を後援し、魅力的な文化・芸術活動を推進します。

□ **連合文化行事活動の推進【教育指導課】**

地区別連合文化行事を通して、各種文化行事活動の振興を図ることで、行事に参加する児童・生徒の文化・芸術活動を充実させるとともに、健全な態度を育成します。

- ・ 小学校  
音楽会、展覧会
- ・ 中学校  
音楽会、学芸会、展覧会

□ **子どもかがやき顕彰【生涯学習・学校地域連携課】**

北区における文化・スポーツ等において特に優秀な成績を収め、又は他の模範となる実績があった児童、生徒及び青少年並びにその団体を顕彰し、北区への愛郷心の形成や、子どもたちの文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。

《関連事業》

- ・ 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業（p.53）
- ・ 生涯にわたる多様な学習機会の提供（p.87）

---

## 第5章 「北区教育ビジョン2020」の推進に向けて

---

### 1 計画の進行管理

本ビジョンに掲げる施策や取組を着実に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックするしくみが必要です。

北区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により本ビジョンに体系付けた重点事業の点検・評価を行い、その結果を、議会をはじめ広く区民に公表していきます。

教育を取り巻く環境や状況の変化に応じた実行性のある計画となるよう、臨機応変に見直しを図りながら計画を推進していきます。

### 2 国・東京都への要望

義務教育は、区が実施主体として責任を負うべきものですが、区が長期的な視点を持ち、地域の実情に応じて独自性のある教育活動を主体的に展開していくためには、学校における教職員の人事権について、東京都から区への移譲が不可欠です。これまでも要望をしてきましたが、引き続き国及び東京都に対し、区立学校教職員の人事権移譲の実現を目指し、強く要望していきます。

また、学級編制・教職員定数配置の弾力的な運用についても、引き続き東京都に対して強く求めていきます。



---

## 【参考資料】用語解説

---

### ◆ア行

---

- インクルーシブ教育システム（p. 4、46、49）  
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみのこと。

### ◆カ行

---

- 学校図書館システム（p. 35）  
学校図書館資料のデータベース化を行い、貸出・返却等の管理が速やかに行えるようにしたシステムのこと。
- 学校図書館指導員（p. 3、35）  
学校における読書活動の充実や、授業支援を行うことで、児童・生徒が意欲的に調べ学習ができるよう学校図書館等の運営のサポートに当たっている。具体的な業務としては、利用者が必要な資料を直ぐに探せる環境作り（書架の整理）等の基本業務、学校図書館での利用者の調べ物をお手伝いするレファレンスサービス、ビブリオバトルや本の福袋など、児童・生徒が本に親しむための取組支援などがある。
- 学校パック（p. 36）  
調べ学習や読書の時間の支援用にセットにした学校貸出専用図書のこと。クラス単位で貸出でき、配送車による運搬を行っている。
- 学校ファミリー構想（p. 2、28）  
通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・小学校間の連携等の基盤となる、北区独自の教育システム。12のサブファミリー（中学校1校といくつかの小学校、幼稚園・認定こども園からなる組み合わせ）ごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、様々な連携・交流活動を実施しています。

- 家庭学習アドバイザー（p. 34）  
希望する生徒の「数学」、「英語」及び「理科」の家庭学習を支援し、生徒の個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組む外部講師のこと。
- カリキュラム・マネジメント（p. 11、28、33）  
児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。
- 北区いじめ防止条例（p. 41）  
いじめの防止などについての基本理念や区、学校、保護者、区民などの責務、いじめの防止などを進めるための組織など施策の基本となる事項を示す条例で、平成27年4月1日に制定した。
- 北区いじめ問題対策委員会（p. 41）  
東京都北区いじめ防止条例第14条第1項の規定に基づき設置されている教育委員会の附属機関。対策委員会の委員は、学識経験者、臨床心理士等の専門家や教員、保護者、民生委員児童委員協議会等の代表で構成され、いじめ防止等の対策や重大事態の調査等を行う。
- 北区いじめ問題対策連絡協議会（p. 41）  
東京都北区いじめ防止条例第13条第1項の規定に基づき、北区のいじめの防止等に向けて、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の連携を図るために設置された協議会。
- 北区基礎・基本の定着度調査（p. 2、3、5、32、58）  
平成19年度（2007年度）から、小学校2年生から中学校3年生を対象に、学習指導要領に示されている教科の目標や内容（学習指導要領の内容のうちペーパーテストで調査が可能な内容）の実現状況を把握・分析することにより、授業の問題点・改善点を明らかにすることをねらいとして実施している北区独自の学力調査のこと。  
本調査や全国学力・学習状況調査の結果・分析等を活用し、各学校では「授業改善推進プラン」を策定し、授業の改善に取り組んでいます。

- 北区教育・子ども大綱（p. 1、23、24）  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、「国が定める教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として定めたもの。  
北区では、令和元年（2019年）11月に、「10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間の北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」として、「北区教育・子ども大綱」を策定しました。
- 教育アドバイザー（p. 3、32、34、50、56、67）  
「数学」、「理科」及び「外国語」について、各学校へ巡回し、授業観察や教員指導を行う、元校長などの高い専門性を有する職員のこと。
- 教育振興基本計画（p. 1）  
教育基本法第17条第2項に基づき、「国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定めたもの。
- コミュニティ・スクール（p. 5、65、68）  
学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるしくみのこと。一般的に、学校運営協議会（保護者や地域住民が学校運営に参加するための組織）によって運営される公立学校がコミュニティ・スクールと通称されている。

## ◆サ行

---

- 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（p. 17）  
児童生徒の問題行動・不登校等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするため、文部科学省が毎年実施している調査のこと。
- 社会教育関係団体（p. 7）  
地域で自主的に、営利を目的とせず、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行う団体のこと。



- 主体的・対話的で深い学び（p. 3、5、11、32、33、58、59、60、61、66）

学ぶことに興味・関心を持ち自己の学習を振り返って次へとつなげる「主体的な学び」、多様な人との対話を通じて自己の考えを広げていく「対話的な学び」、習得した知識等を活用した見方・考え方を働かせ問題を解決していく「深い学び」により、「どのように学ぶか」という学びの質を高めることが重要とされた。

- 職場体験中央推進委員会（p. 41）

中学生の望ましい勤労観や職業観、コミュニケーション能力や社会性などが醸成され、中学生の職場体験の円滑な実施に資するよう、職場体験活動の実施状況の把握、課題の明確化と対応策の検討等を行う委員会。教育委員会だけでなく、関係する区長部局、事業者から構成される。

- スクールカウンセラー（p. 3）

幼児、児童及び生徒等の学校生活における様々な課題・相談に対して心理的視点から心のケアを行う専門職のこと。

- スクールコーディネーター（p. 7、83）

北区学校支援ボランティア活動推進事業の要となり、ボランティアの発掘とともに、学校のニーズに基づいて適切な人材を学校へつなげる役割を担っている地域人材のこと。

- スクールソーシャルワーカー（p. 3、46、74、75、76）

児童・生徒が抱えるいじめや不登校等の課題、親子関係、貧困等の家庭環境での課題の解決及び関係機関との調整などを行う社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職のこと。

- 全国学力・学習状況調査（p. 4、15）

児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図るため、文部科学省が小学6年生と中学3年生の児童・生徒全員を対象として実施する学力テストのこと。

- 総合教育会議（p. 23）

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整する組織のこと。両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たります。

## ◆夕行

---

- 第三次北区特別支援教育推進計画（p. 4）  
北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図っていくことを目的として策定した第三期の計画。
- 体力・運動能力調査（p. 4）  
国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に国が行う調査のこと。
- 適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）（p. 46、47、49）  
様々な要因で学校に登校できない児童・生徒に対して、自主的な学習や体験活動、他とのふれあいなどを通して学校への復帰や社会での自立に向けた力を養うことを目的として設置された教室のこと。
- 東京都北区いじめ防止基本方針（p. 3、38、41）  
いじめ防止対策推進法第12条及び東京都北区いじめ防止条例第11条の規定に基づき、北区・学校・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの問題の克服のために取り組むよう、区が地域の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもの。

## ◆ナ行

---

- にやくいちおうじえんぎえまき 若一王子縁起絵巻（p. 8）  
寛永18年（1641年）幕府によって完成された縁起絵巻のこと。  
上・中・下の3巻には、熊野三所権現を勧請した王子権現社の草創や靈験、徳川家光によって王子権現社が造営されたこと、田楽躍の図等が描かれています。江戸時代初期から前期にかけての絵画及び絵画史を理解するうえでも貴重な資料であるとして昭和62年（1987年）に北区指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。

## ◆ハ行

---

- ビッグデータ（p. 10）  
情報通信技術の進展により生成・収集・集積等が可能・容易となる多種多量のデ

一タのこと。

- プログラミング教育（p. 5、58、60）  
令和2年度（2020年度）から実施される学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される学習課程。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力である「プログラミング的思考」を育むことをはじめ、情報活用能力を育成することを目指す。
- 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）（p. 7、77）  
「放課後子ども教室」、「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的に運営するもので、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供する事業のこと。  
令和元年度までに、34校の区立小学校で実施しており、令和3年度には全校導入する予定です。
- 保幼小交流プログラム（p. 29）  
5歳児が小学校へ円滑に適応していくことを目的として、小学校や幼児教育施設と交流し合うための具体的な方策について示したもの
- 保幼小接続期カリキュラム（p. 29）  
5歳児10月から小学校1年生の7月を接続期ととらえ、幼児が小学校の生活や学習に滑らかに適応するため、各時期で幼児に経験させたいことや、環境の構成、援助のポイント等について示したもの

## ◆ラ行

---

- リカレント教育（p. 86、87）  
義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。急速に変化する社会において、教育はすべての人々にとって生涯に通じて必要であるという考え方を基礎としている。
- リノベーション（長寿命化改修）（p. 14、70、72）  
北区立小・中学校長寿命化計画に基づき、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、長寿命化を目的とした大規模な改修工事のこと。

## ◆ABC

---

- Internet of Things (IoT) (p. 10)  
「モノのインターネット」の略で、機械や家電等、様々な機器を、インターネットを通じてつなぐことで、ビッグデータの収集や機器の制御等を実現する技術のこと。
- LGBT (p. 40)  
「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を指した総称のこと。
- Q-U (p. 41)  
アンケート調査を用いて、児童・生徒の学級での適応感や満足度を測り、よりよい学校生活の充実と人間関係づくり・学級づくりに役立てるための標準化された心理検査のこと。
- Society5.0 (p. 10)  
①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。

## 北区教育ビジョン2020検討経過

平成30年	4月10日	教育委員会における協議	
	4月16日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会設置	
	24日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会	
	7月26日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会	
	8月9日	教育委員との協議	
	9月12日	教育委員会における協議	
	10月1日	区民意識・意向調査実施（～同月23日）	
	平成31年	2月7日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会
		20日	教育委員会における協議
		3月18日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会
26日		教育委員との協議	
4月23日		教育委員との協議	
令和元年	5月23日	教育委員との協議	
	27日	第1回有識者懇談会 ○ これからの北区の教育について	
	6月27日	教育委員との協議	
	7月3日	区立学校校園長会との協議	
	23日	教育委員との協議	
	8月1日	関係団体（公立保育園長会、私立幼稚園協会、私立保育園理事長園長会、幼稚園・こども園PTA連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、青少年委員会）との懇談会 ○ これからの北区の教育について	
	23日	教育委員との協議	
	9月11日	区立学校校園長会との協議	
	13日	第2回有識者懇談会 ○ 教育先進都市としての教育について	
	25日	教育委員との協議	
	10月4日	「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会	
	15日	第3回有識者懇談会 ○ 北区教育ビジョン2020（素案）について	
	11月6日	区立学校校園長会との協議	
	12日	教育委員との協議	
	28日	教育委員会における協議	
	12月10日	パブリックコメント実施（～令和2年1月15日）	
	令和2年	2月6日	教育委員との協議
27日		教育委員会における協議	
3月27日		教育委員会において「北区教育ビジョン2020」を策定	

## 「北区教育ビジョン 2020」策定検討委員会設置要綱

30北教教政第1084号  
平成30年4月12日教育長決裁

### （設置）

第1条 北区教育ビジョン2015を改定し、新たに北区教育ビジョン2020を策定することについての検討を行うため、「北区教育ビジョン2020」策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2条 検討委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- （1）北区における教育を巡る状況や課題と今後の教育改革の方向性に関すること。
- （2）今後の教育改革の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要なこと。

### （構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### （部会）

第4条 検討委員会の下に、教育委員会事務局職員で構成する部会を置くことができる。

### （招集等）

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

### （設置期間）

第6条 検討委員会の設置期間は、設置された日から平成32年3月31日までとする。

### （有識者からの意見聴取）

第7条 検討委員会は、検討事項について必要があると認めるときは、学識経験者等の有識者から意見を聴くものとする。

### （庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育振興部教育政策課において処理する。

### （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条に規定する設置期間の末日限り、その効力を失う。

付 則（平成30年8月6日付30北教教政第1554号教育長決裁）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日付30北教教政第2435号教育長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育振興部長
副委員長	教育環境調整担当部長
	子ども未来部長
	教育振興部教育政策課長
委員	教育振興部学校改築施設管理課長
	教育振興部学校支援課長
	教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
	教育振興部教育指導課長
	教育総合相談センター所長
	飛鳥山博物館長
	中央図書館長
	教育環境調整担当部長付学校適正配置担当課長
	子ども未来部子ども未来課長
	子ども未来部子ども環境応援担当課長
	子ども未来部子どもわくわく課長
子ども未来部保育課長	





北区教育ビジョン2020

刊行物登録番号

31-1-127

発行年月 令和2年(2020年)3月

発行 東京都北区教育委員会

編集 東京都北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課

〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号

電話 03(3908)9279

